

鳥取市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月
平成 30 年 3 月改訂

鳥 取 市





目 次



第 1 章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	5
2	計画の位置づけ	6
3	計画の期間	8
4	計画の策定体制	8
第 2 章	鳥取市の現状	
1	人口と世帯の状況	9
	（1）人口と世帯数の推移	9
	（2）年齢別人口の推移	10
	（3）自然動態の推移	11
	（4）社会動態の推移	12
2	家族の状況	13
	（1）家族構成の状況	13
	（2）婚姻・離婚の状況	14
	（3）合計特殊出生率の推移	15
3	教育・保育施設の状況	16
	（1）認定こども園	16
	（2）保育所	17
	（3）幼稚園	18
第 3 章	ニーズ調査結果の概要	
1	調査の概要について	19
2	調査の結果について	19
	（1）保護者の就労状況	19
	（2）子育て環境・支援についての満足度	21
	（3）教育・保育施設、事業の利用状況と利用希望	22
第 4 章	次世代育成行動計画（後期）の評価等	
1	主な子育て支援施策の実績	23
2	基本目標ごとの評価と課題	24
第 5 章	子ども・子育て支援新制度の概要	
1	子ども・子育て支援新制度について	26
2	支給認定	28
3	地域型保育事業	29
4	地域子ども・子育て支援事業	30



第6章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	31
2	基本目標	32
3	基本目標ごとの基本施策	33
	基本目標1 親と子の心身の健康を守るために	34
	基本目標2 幼児期の教育・保育の環境の確保のために	38
	基本目標3 子育て家庭を支援するために	39
	基本目標4 地域ぐるみで子育てをするために	47
	基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりのために	50



第7章 子育てに関する量の見込みと提供体制の確保方策

1	教育・保育提供区域等の設定	54
2	各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策	
	(1) 教育・保育の量の見込みについて	55
	(2) 教育・保育の提供体制の確保方策について	57
3	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策	61
	(1) 利用者支援事業	61
	(2) 一時預かり事業	62
	(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	64
	(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	65
	(5) 妊婦健康診査	66
	(6) 乳児全戸訪問事業	67
	(7) 養育支援訪問事業	68
	(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	69
	(9) 子育て短期支援事業	70
	(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	72
	(11) 時間外保育事業（延長保育事業）	73
	(12) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	74
	(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	75
	(14) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	75

第8章 計画の推進と点検・評価

1	計画の推進	76
2	計画の点検・評価	76

資料		78
----	--	----



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行や家庭・地域などの社会環境の変化に伴い、子ども・子育てを取り巻く状況は著しく変化しています。

こうした中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた様々な取組みにより一定の成果は得られたものの、少子化の流れが変わるまでには至らず、平成24年8月には子ども・子育て支援法をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が制定され、従来の「少子化対策」から「子ども・子育ての総合的な支援」への取組みに転換し、平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートすることとなりました。

この「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子化の進行、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子ども・子育て支援への質・量の不足に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体として「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みが進められることとされています。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数2人以上
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

本市においても、国の少子化対策と連動しながら、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく市町村行動計画である「鳥取市次世代育成行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度までを計画期間として、次代を担う世代を健やかに育てるための本市の行動指針として計画的に取組みを進めてきました。

しかし、本市も例外ではなく、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの変化など、その後も子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちと親による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を行うことを目的に、本計画を策定することとします。

2 計画の位置づけ

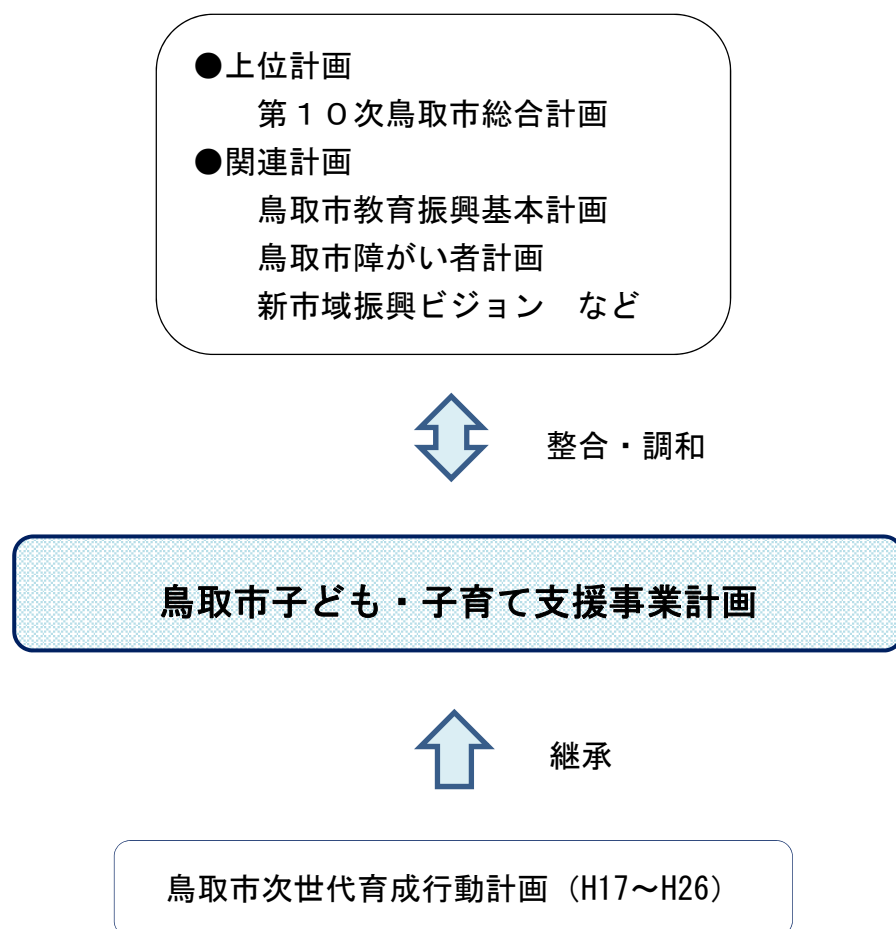
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく計画として、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国の定める基本指針にのっとり、本市における第1期の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めるものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】 ※子ども・子育て支援法第2条

- ① 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- ② 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- ③ 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

また、有効期限が平成27年3月31日までとされていた「次世代育成支援対策推進法」は、さらに期限が10年間延長され、同法に基づく「市町村行動計画」についても任意に継続した取組みが求められることとなったことを踏まえ、本計画を鳥取市次世代育成行動計画を継承する計画と位置付けて、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承し、本市における今後の子育て支援の総合的な取組みを継続して計画的に推進していくものとしします。

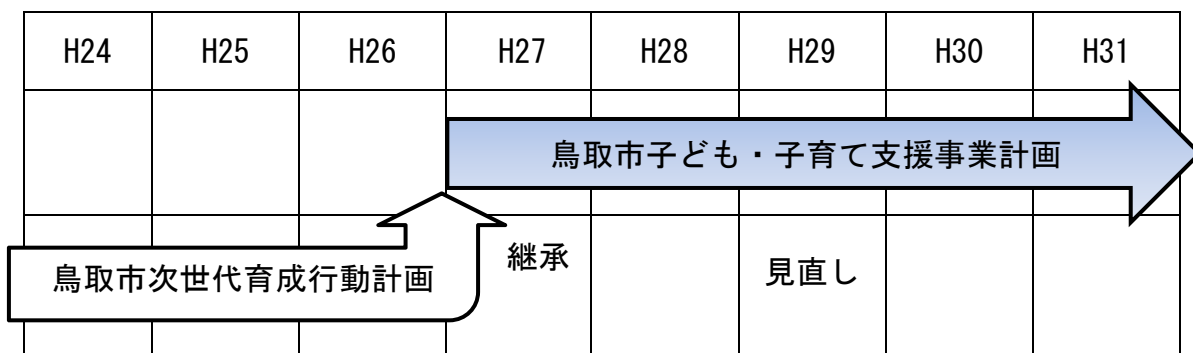
なお、本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である総合計画をはじめ、教育振興基本計画等の関連計画との整合・調和を図るものとしします。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の定めるところにより、平成27年度を初年度とする平成31年度までの5年間の計画期間とします。

なお、平成27年度には、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第10次鳥取市総合計画の策定も予定されているところであり、この計画との整合を図り、子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定を受けた児童数の推移等の状況の変化等にも対応するため、計画の中間年である平成29年度を目安として、適宜必要な計画の見直しを行うものとします。



4 計画の策定体制

本計画は、新たに設置した「鳥取市子ども・子育て会議」において学識経験者、保育・教育関係者などのご意見をお聴きしながら、平成25年11月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果等も踏まえ、市民政策コメント（パブリック・コメント）により、広く市民の皆さまのご意見をお聴きし、策定するものとします。

第2章 鳥取市の現状

1 人口と世帯の状況

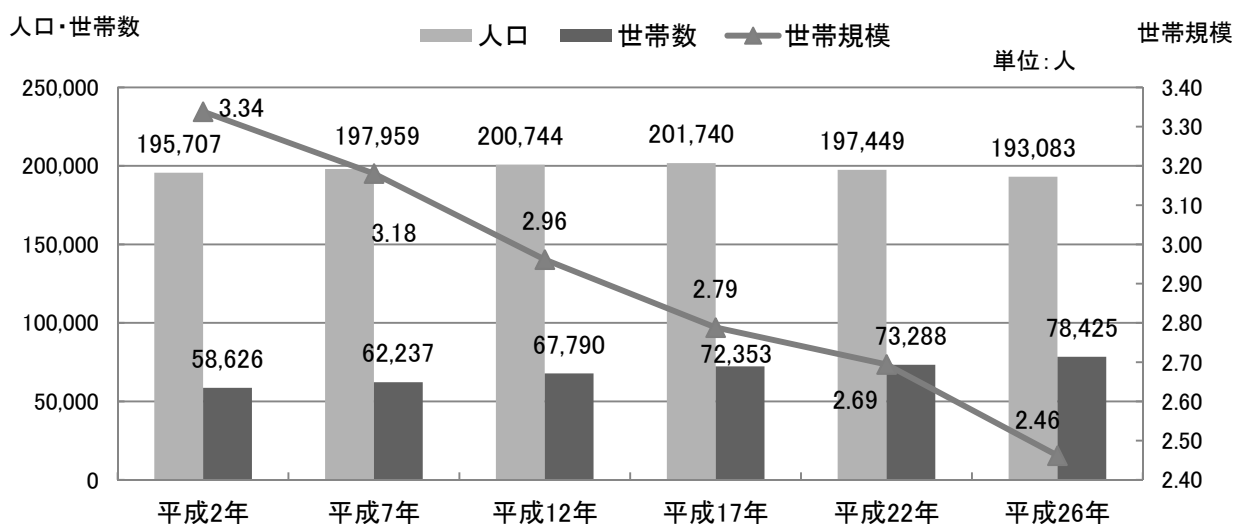
(1) 人口と世帯数の推移

鳥取市の人口は、少子化や生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）の流出超過などから、平成17年の国勢調査人口201,740人、740人をピークに減少しており、平成26年11月末の住民基本台帳人口は193,083人となっています。

その一方で、世帯数は、核家族化の進行や単独世帯の増加により増加の一途をたどっており、平成2年から平成26年までの間に約2万世帯増加（33%増加）しています。

人口の減少と世帯数の増加により、世帯規模は年を追うごとに縮小しています。

図一人口・世帯数等の推移（国勢調査）



注) 平成26年データは住民基本台帳11月30日現在

注) 「世帯規模」は、1世帯当たりの人員数

(2) 年齢別人口の推移

鳥取市の人口の推移を年齢別にみると、就学前児童、小学生、中学生、高校生に当たる年齢の人口はいずれも減少しており、18歳未満の人口全体が大きく減少しています。

表一年齢別人口の推移（国勢調査、住民基本台帳）

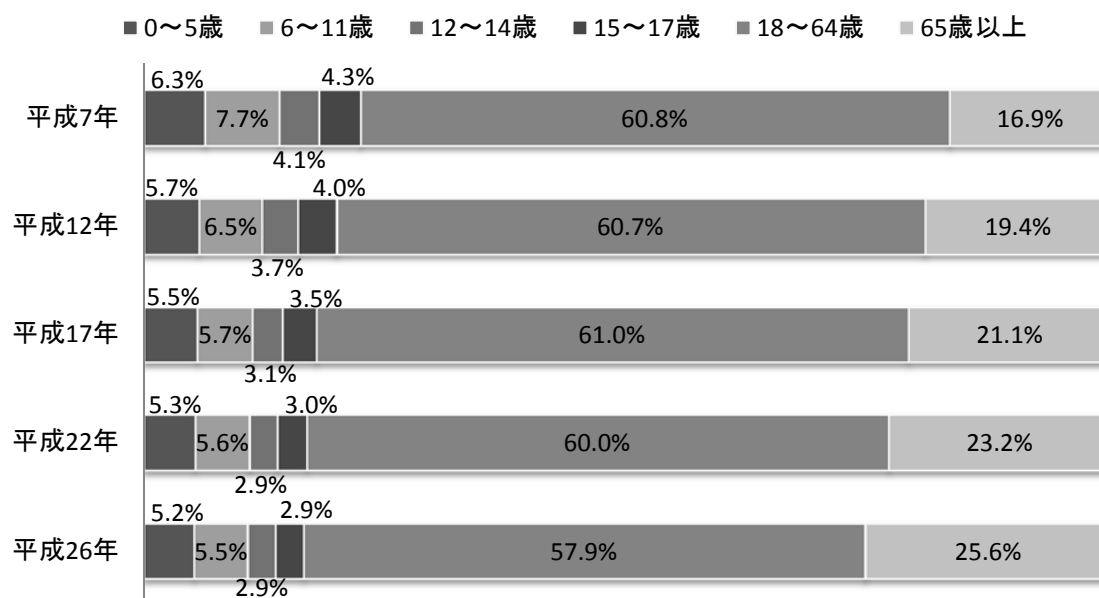
単位：人

	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
平成2年	14,340	16,276	8,756	9,057	119,110	27,850	195,389
平成7年	12,435	15,221	8,020	8,430	120,282	33,477	197,865
平成12年	11,438	13,073	7,436	8,064	121,575	38,858	200,444
平成17年	11,113	11,524	6,264	7,062	122,875	42,577	201,415
平成22年	10,362	11,038	5,654	5,963	117,673	45,373	196,063
平成26年	10,039	10,729	5,519	5,545	111,709	49,542	193,083

注) 平成26年データは住民基本台帳11月30日現在

注) 国勢調査の数値には年齢不詳者を含まない。

図一年齢別人口の割合の推移（国勢調査、住民基本台帳）



注) 平成26年データは住民基本台帳11月30日現在

(3) 自然動態の推移

鳥取市の人口の自然動態の推移をみると、平成18年に出生数が死亡数を上回ったのを最後に、以後は出生数を死亡数が上回る自然減の状態が続いており、近年はその差も大きくなっています。

表一 自然動態の推移（鳥取県人口動態統計調査）

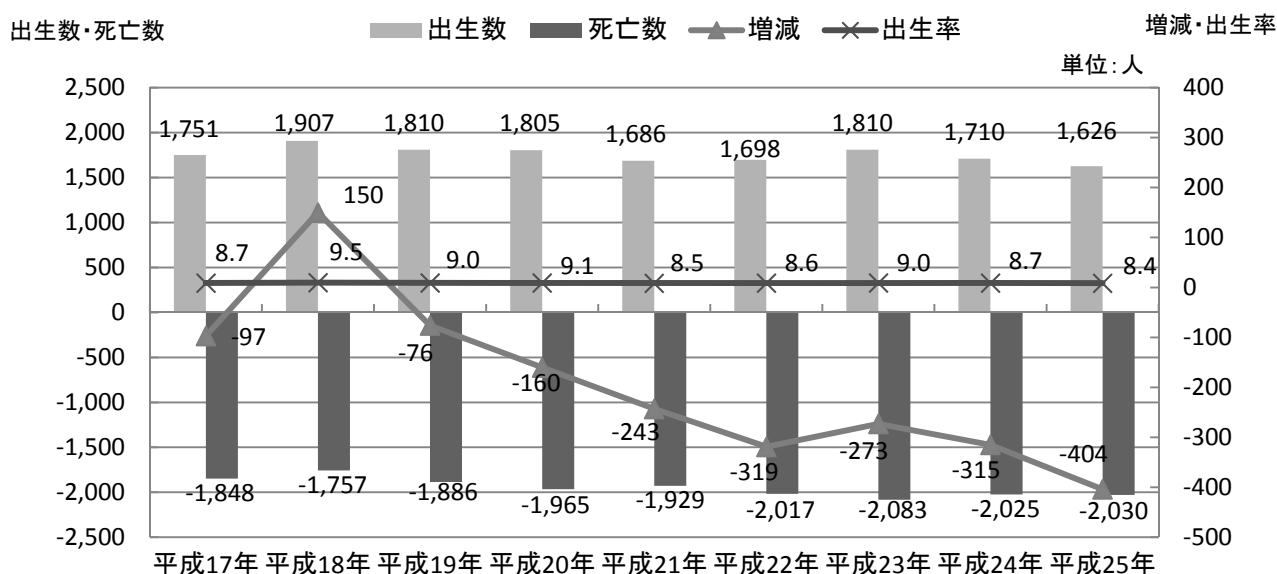
単位：人

	出生数	死亡数	増減	出生率
平成17年	1,751	1,848	-97	8.7
平成18年	1,907	1,757	150	9.5
平成19年	1,810	1,886	-76	9.0
平成20年	1,805	1,965	-160	9.1
平成21年	1,686	1,929	-243	8.5
平成22年	1,698	2,017	-319	8.6
平成23年	1,810	2,083	-273	9.0
平成24年	1,710	2,025	-315	8.7
平成25年	1,626	2,030	-404	8.4

注) 各年データは1～12月

注) 「出生率」は、人口1,000人当たりの出生数

図一 自然動態の推移（鳥取県人口動態統計調査）



注) 各年データは1～12月

(4) 社会動態の推移

鳥取市の社会動態の推移をみると、転入数、転出数とも減少し、人の出入り自体が少なくなっているものの、転入数を転出数が上回ったままその差は広がってきており、転出超過の社会減の状態が続いています。

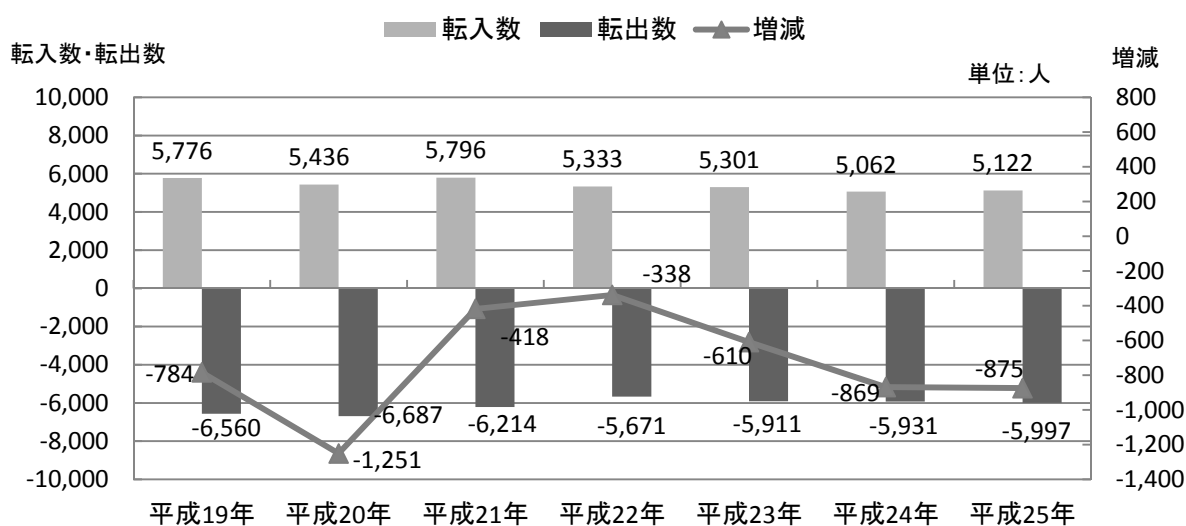
表一社会動態の推移（鳥取県人口移動調査）

単位：人

	転入数	転出数	増減
平成19年	5,776	6,560	-784
平成20年	5,436	6,687	-1,251
平成21年	5,796	6,214	-418
平成22年	5,333	5,671	-338
平成23年	5,301	5,911	-610
平成24年	5,062	5,931	-869
平成25年	5,122	5,997	-875

注) 各年データは1～12月

図一社会動態の推移（鳥取県人口移動調査）



注) 各年データは1～12月

2 家族の状況

(1) 家族構成の状況

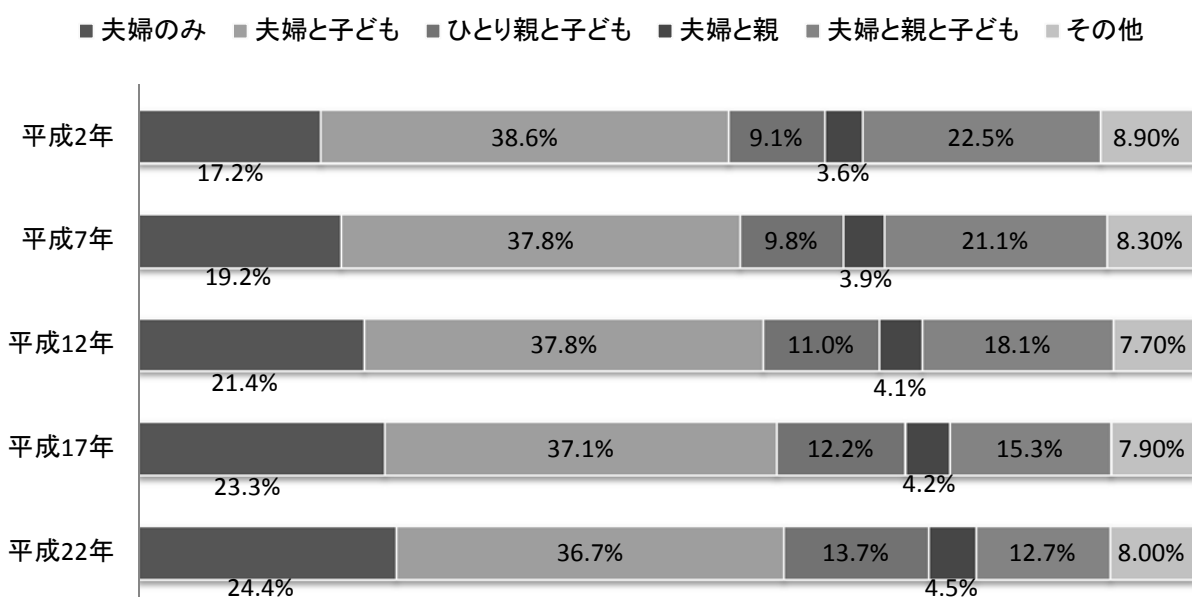
鳥取市の家族構成の状況をみると、3世代同居の世帯（夫婦と親と子どもの世帯）が大きく減少し、その一方で核家族世帯、ひとり親世帯は年々増加傾向にあり、保育を必要とする家庭も増加する状況が続くことが予想されます。

表一 家族構成別世帯数（一般世帯数）の推移（国勢調査）

単位：人

	総数	親族世帯総数	核家族世帯	親族世帯の構成						非親族	単独	
				夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他	夫婦と親	夫婦と親と子ども			その他
平成2年	58,269	46,256	30,036	7,949	17,868	4,219	16,220	1,677	10,424	4,119	55	11,958
平成7年	62,066	47,811	31,918	9,170	18,060	4,688	15,893	1,866	10,070	3,957	52	14,203
平成12年	67,382	49,619	34,801	10,613	18,743	5,445	14,818	2,018	8,977	3,823	128	17,635
平成17年	71,884	50,698	36,826	11,807	18,829	6,190	13,872	2,124	7,745	4,003	248	20,938
平成22年	73,118	50,639	37,894	12,368	18,566	6,960	12,745	2,277	6,439	4,029	428	22,039

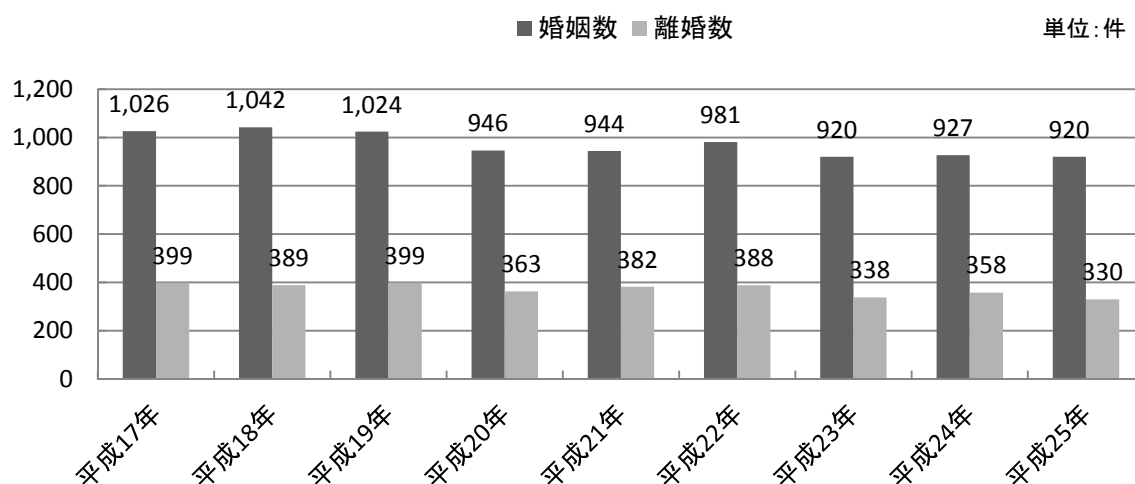
図一 家族構成別世帯数（親族世帯の構成比）の推移（国勢調査）



(2) 婚姻・離婚の状況

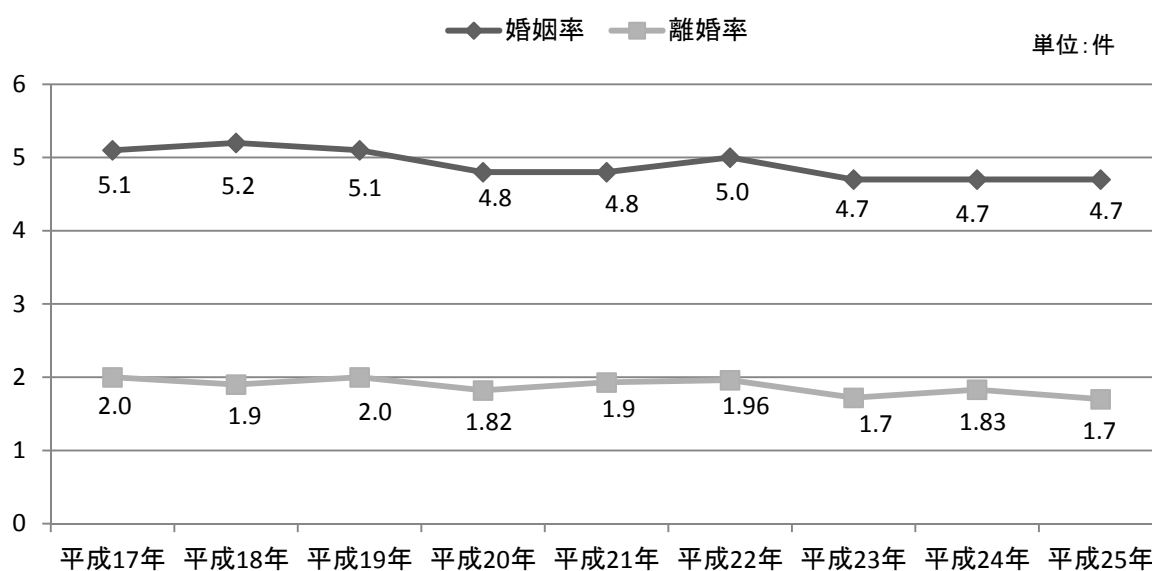
鳥取市の婚姻数、離婚数の状況をみると、婚姻数、離婚数とも近年は若干減少傾向となっています。

図一 婚姻件数・離婚件数（鳥取県人口動態統計調査）



注) 各年データは1～12月

図一 婚姻率・離婚率（鳥取県人口動態統計調査）



注) 「婚姻率」「離婚率」は、人口1,000人当たりの婚姻、離婚の件数

(3) 合計特殊出生率の推移

鳥取市の合計特殊出生率をみると、国全体よりも高くなっていますが、国が年々増加傾向であるのに対し、鳥取市はほぼ横ばいの状態となっています。

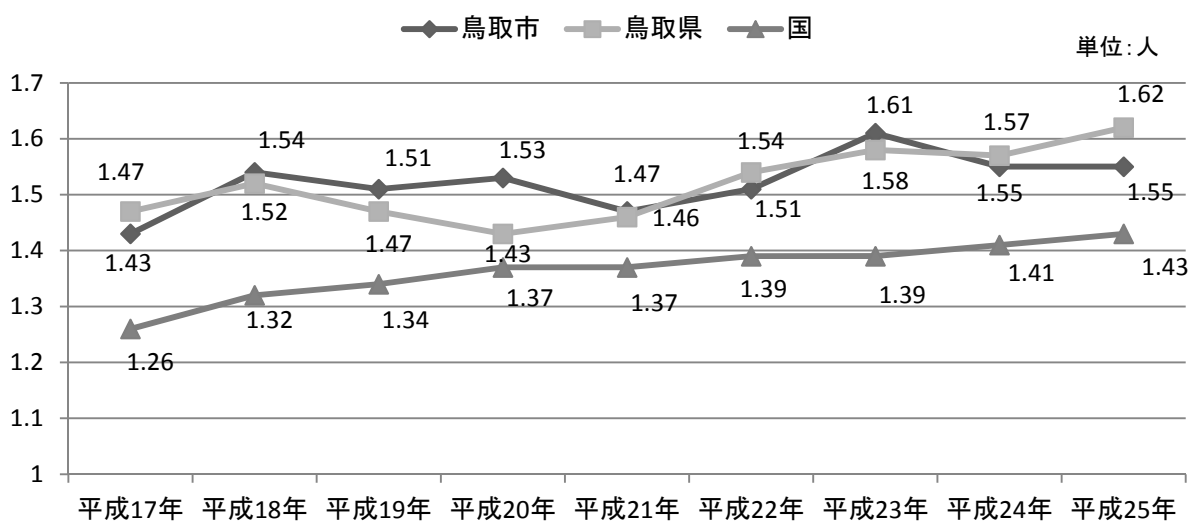
表一合計特殊出生率（鳥取県人口動態統計調査、人口動態統計）

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
鳥取市	1.43	1.54	1.51	1.53	1.47	1.51	1.61	1.55	1.55
鳥取県	1.47	1.52	1.47	1.43	1.46	1.54	1.58	1.57	1.62
国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

注) 「合計特殊出生率」は、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値

図一合計特殊出生率（鳥取県人口動態統計調査、人口動態統計）



3 教育・保育施設の状況

(1) 認定こども園

鳥取市の認定こども園は、私立の幼稚園から平成23年4月に1施設、平成24年4月に2施設、平成26年4月に2施設が幼稚園から移行し、現在は5施設となっています。

これらの認定こども園は、いずれも保育所と幼稚園の機能を併せ持つ幼保連携型として運営されています。

表一 認定こども園の数、特別保育の実施施設数

単位：か所

合計	私立	特別保育				
		延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
5	5	5	0	0	3	0
100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%

注) 数値は平成26年4月1日現在

注) 一時預かりは、幼稚園事業の預かり保育が行われている。

表一 認定こども園の入所者数

単位：人

定員	入所者	幼稚園	保育所						
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1,638	1,262	798	464	24	89	96	91	84	80
	100.0%	63.2%	36.8%	5.2%	19.2%	20.7%	19.6%	18.1%	17.2%

注) 数値は平成26年4月1日現在

(2) 保育所

鳥取市の保育所（認定こども園を構成する保育所を除きます。）は、公立の保育所が28施設（うち1施設は分園、2施設は公設民営）、私立の保育所が16施設で、合計44施設あります。

そのうち、延長保育事業を実施している施設が34施設、休日保育事業実施が1施設、一時預かり事業実施が9施設あります。

保育所の平成26年4月1日現在の入所者数は、定員4,895人に対して4,749人と定員を下回っていますが、12月1日現在では途中入所により入所者数は5,138人となっており、定員を上回っています。

表一 保育所の数、特別保育の実施施設数

単位：か所

合計	公立	私立	特別保育				
			延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
44	28	16	34	1	9	32	3
100.0%	63.6%	36.4%	77.3%	2.3%	20.5%	72.7%	6.8%

注) 数値は平成26年4月1日現在

注) 病児・病後児保育は鳥取市立病院、鳥取生協病院などでも実施している。

表一 保育所の入所者数

単位：人

定員	入所者						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4,895	4,749	176	760	964	961	948	940
	100.0%	3.7%	16.0%	20.3%	20.2%	20.0%	19.8%

注) 数値は平成26年4月1日現在

表一 地域別の保育所の入所者数

単位：人

区分	定員	入所者							入所率
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
旧市域	3,735	3,799	153	609	747	758	746	786	101.7%
新市域	1,160	950	23	151	217	203	202	154	81.9%
合計	4,895	4,749	176	760	964	961	948	940	97.0%

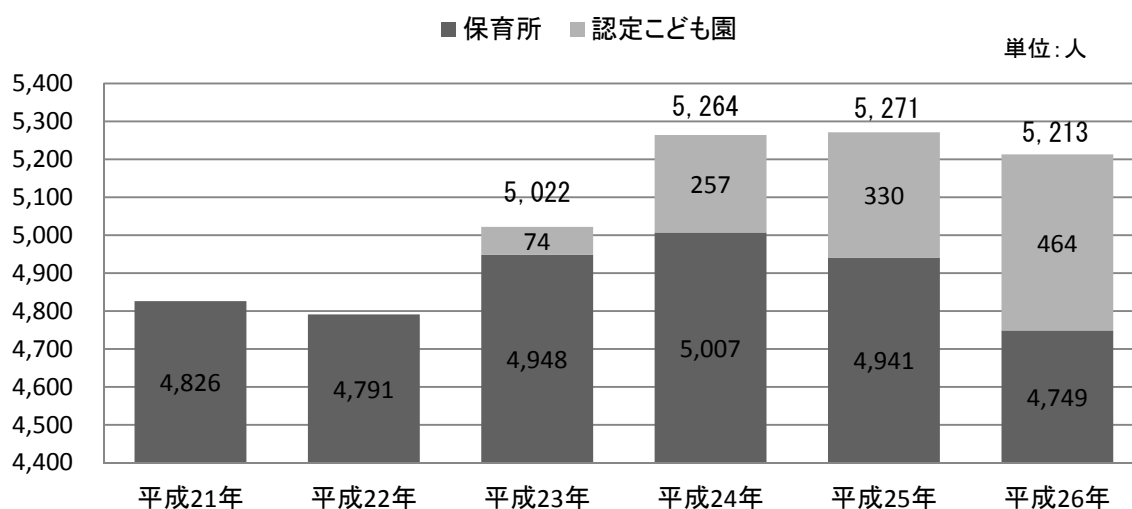
注) 数値は平成26年4月1日現在

表一 保育所の待機児童数の推移

単位：人

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
4月1日	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月1日	35	20	43	71	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図一 保育児童数の推移



注) 数値は各年4月1日現在

注) 認定こども園は保育籍の児童の数

(3) 幼稚園

鳥取市の幼稚園（認定こども園を構成する幼稚園を除きます。）は、国公立の幼稚園が4施設（うち3施設は市立、1施設は国立）、私立の幼稚園が7施設で、合計で11施設となっています。

なお、市立幼稚園3施設は、保育所と同じ敷地・建物で一体的に運営を行っています。

表一 幼稚園の数及び入所者数

単位：か所(施設数)、人(入所者)

合計	施設数		合計	入所者		
	国公立	私立		国立	公立	私立
11	4	7	1,063	77	154	832
100.0%	25.0%	75.0%	100.0%	7.2%	14.5%	78.3%

注) 数値は平成26年4月1日現在

第3章 ニーズ調査結果の概要

1 調査の概要について

本計画を策定するにあたり、市内の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握するため、平成25年11月、ニーズ調査を実施しました。調査の概要については、下記のとおりです。

(1) 調査対象者

住民基本台帳の中から無作為に抽出した就学前児童の保護者3,000人

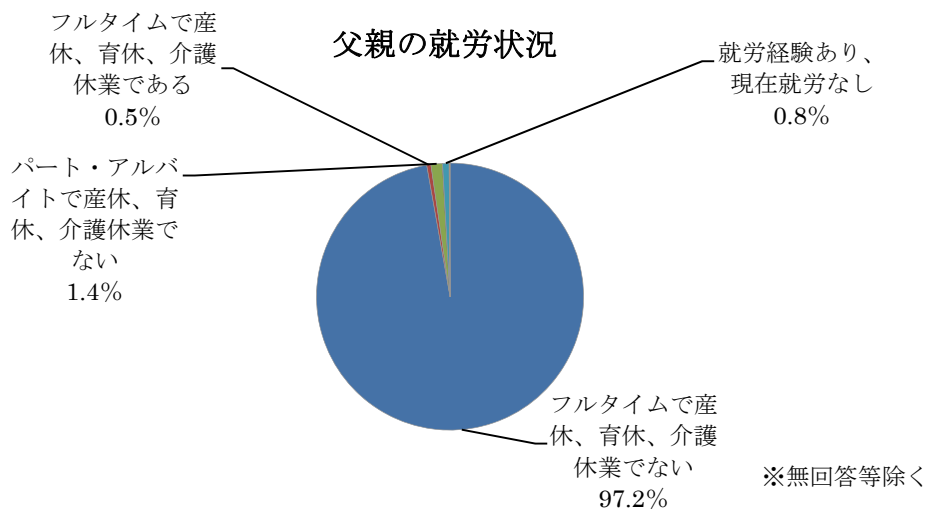
(2) 調査方法 郵送による配布、回収

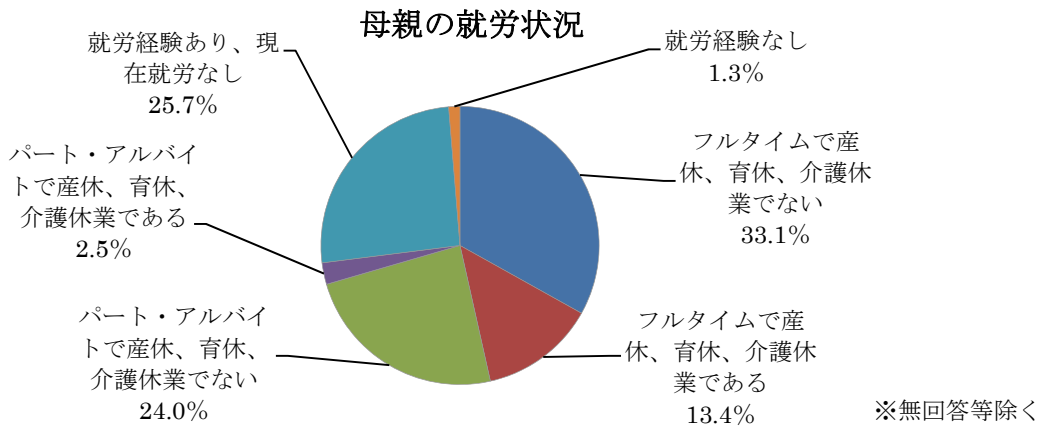
(3) 調査期間 平成25年11月1日～30日

(4) 回収結果 回収数：1,291通、回収率：43%

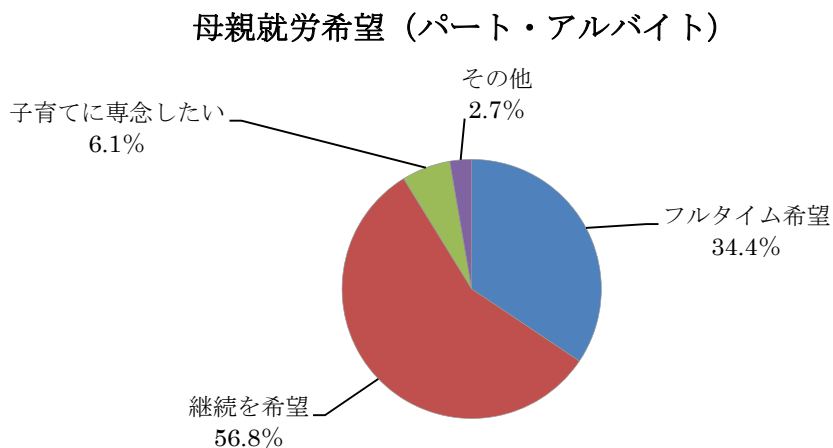
2 調査の結果について

(1) 保護者の就労状況





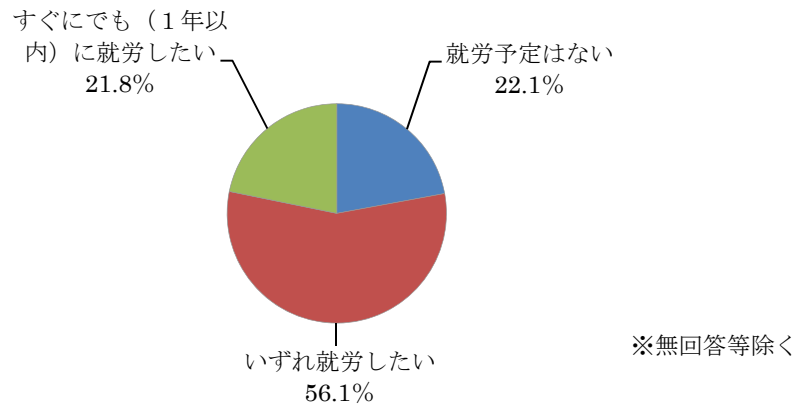
父親の就労状況について、回答者の97.7%がフルタイムの勤務であるのに対し、母親の就労状況をみると、回答者の46.5%がフルタイム、26.5%がパート・アルバイト、27%が現在就労していないという結果でした。



※無回答等除く

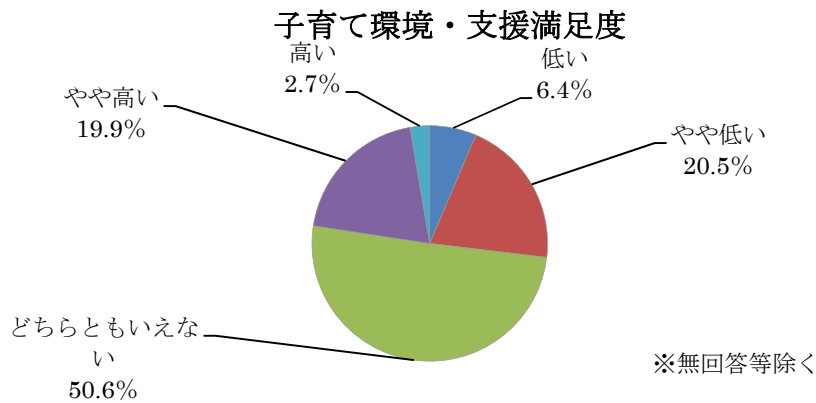
また、現在パート・アルバイト勤務をしている母親のうち、56.8%が継続を希望しており、6.1%は仕事を辞めて子育てに専念したいを選択しています。一方で、34.4%の母親がパート・アルバイトからフルタイムへの転換を希望しているという結果となりました。フルタイムへ転換することになると、勤務時間が長くなり、保育ニーズの増加が予想され、その潜在的な保育ニーズが存在していることがわかります。

無職の母親の就労希望の有無



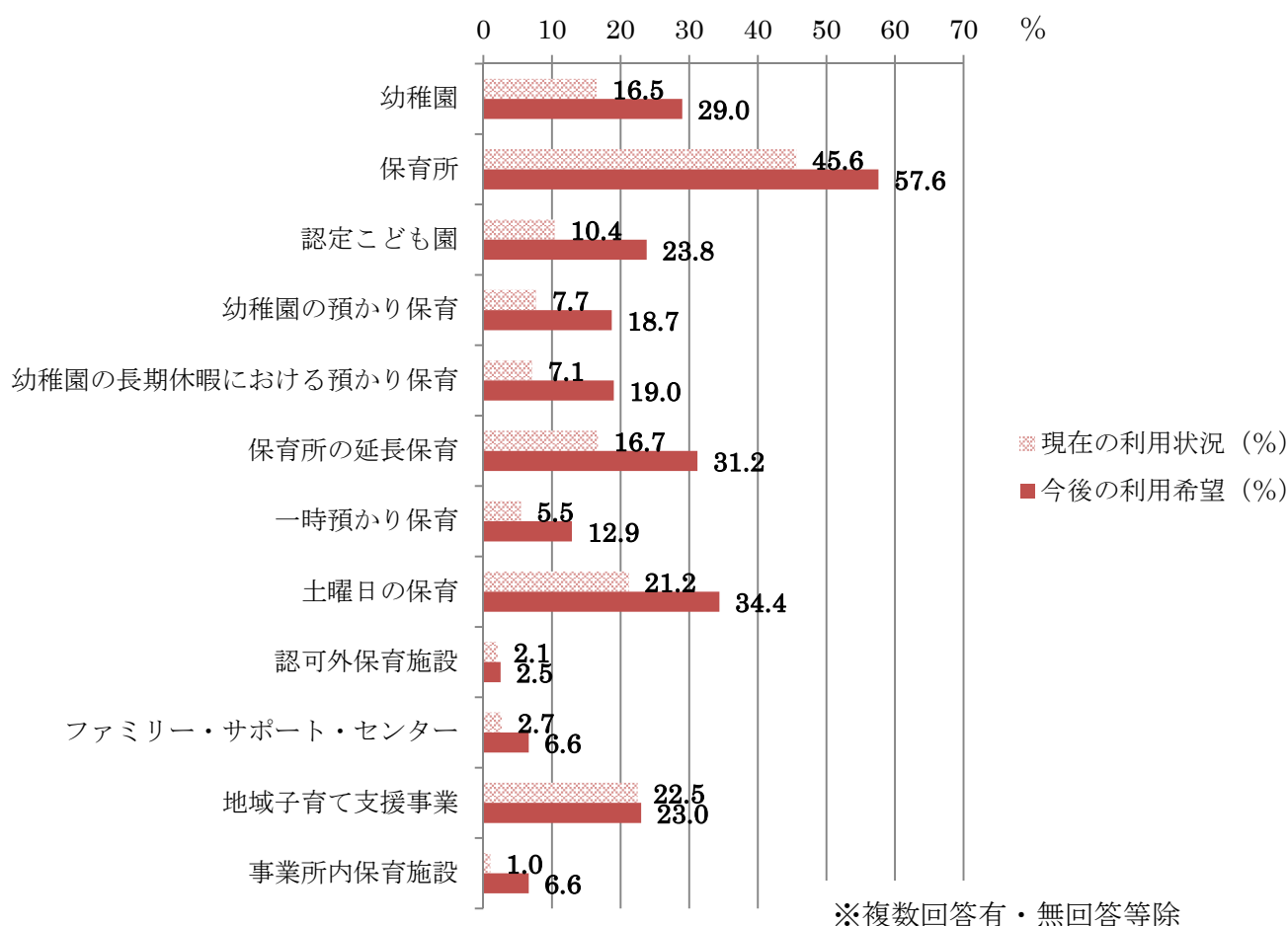
現在、就労していない母親についても、56.1%がいずれは就労したいを選択し、すぐにも、もしくは1年以内に就労したいを21.8%が選択しています。この結果からも、就労への希望とともに教育・保育サービスを今よりも更に利用したい、また今後新たに利用したいと考えている子育て世帯の存在が考えられます。

（2）子育て環境・支援についての満足度



地域における子育ての環境や支援全般についての満足度を5段階で尋ねたところ、50.6%が5段階評価の3（上図のどちらともいえない）を選択しました。また、全体の約22.6%の人が満足度の高い傾向があり、26.9%の人が低い傾向があるという結果となりました。

(3) 教育・保育施設、事業の利用状況と利用希望



教育・保育の施設でみると、認定こども園は現在の利用状況よりも今後の利用希望の方が13.4ポイント高い結果となり、認定こども園に対するニーズの高まりが表れています。また、幼稚園、保育所についても、現在の利用状況より今後の利用希望がそれぞれ約12ポイント高い結果となっており、教育、保育共に潜在的なニーズが存在していることがわかります。

教育・保育の事業でみると、特に土曜日の保育、保育所の延長保育、幼稚園の長期休暇期間中における預かり保育について、現在の利用状況よりも今後の利用希望が大幅に高くなる結果となりました。このことから、教育・保育の事業について、現在よりも長い時間利用したい、また幼稚園の長期の休みの間や土曜日についても利用する日を増やしたいというニーズの高さがわかります。

第4章 次世代育成行動計画（後期）の評価等

1 主な子育て支援施策の実績

平成22年度から平成26年度までを計画期間として取り組んできた鳥取市次世代育成行動計画（後期）の主要な子育て支援施策の実績は以下のとおりでした。

事業名	計画策定時 (H21年度)の状況	H26年度における 目標事業量	H26年度の実施状況	評価
通常保育事業 (認定こども園・ 保育所)	施設数：45 施設 定員数：4,780 人 利用者数：5,100 人	施設数：44 施設 定員数：4,800 人 【施設数現状維持・ 定員増】	施設数：49 施設 定員数：5,415 人 利用者数：5,650 人 (H26.12.1 現在)	達成
延長保育事業	施設数：31 施設 平均利用者数：366 人/日	施設数：31 施設 【現状維持又は実施 施設数の拡大】	施設数：39 施設 平均利用者数：321 人/ 日 (H25 年度実績)	達成
夜間保育事業	未実施	施設数：1 【実施を検討】	他事業（トワイライ ト・ステイ、院内保育 事業等）で対応	—
子育て夜間支援事 業（トワイライ ト・ステイ事業）	施設数：2 施設 定員数：6 人/日	定員数：6 人/日（2 施設） 【現状維持】	定員数：10 人/日（2 施設） 利用者数：133 人日 (H25 年度実績)	達成
休日保育事業	施設数：1 施設 利用者数：200 人/年	施設数：1 施設 定員数：200 人/年 【現状維持】	施設数：1 施設 利用者数：340 人/年 (H25 年度実績)	達成
病児・病後児保育 事業	施設数：5 施設 定員数：16 人 利用者数：994 人/年	施設数：5 施設 定員数：16 人 【現状維持】	施設数：6 施設・事業 定員数：21 人 利用者数：1,708 人 (H25 年度実績)	達成
放課後児童健全育 成事業	クラブ数：37 クラブ 利用者数：1,364 人	クラブ数：44 クラブ 【拡充】	クラブ数：47 クラブ 利用者数：1,947 人 (H26.5.1 現在)	達成
地域子育て支援セ ンター事業	施設数：13 施設	施設数：13 施設 【現状維持】	施設数：13 施設	達成
一時預かり事業	施設数：9 施設 利用者数：5,663 人	施設数：9 施設 定員数：45 人/日 【現状維持】	施設数：9 施設 定員数：71 人/日 利用者数：4,637 人日 (H25 年度実績)	達成
子育て短期支援事 業（ショート・ス テイ事業）	施設数：2 施設 定員数：10 人/日	定員数：10 人/日（2 施設） 【現状維持】	定員数：10 人/日（2 施設） 利用者数：481 人日 (H25 年度実績)	達成
ファミリー・サポ ート・センター事業	施設数：1 施設	施設数：1 施設 【現状維持】	施設数：1 施設	達成

※事業全体の実施状況につきましては、毎年度市の公式ホームページでも公表しています。

2 基本目標ごとの評価と課題

(1) 親と子の心身の健康を守るために

《実施内容》

妊婦健康診査費の助成、不妊治療費の助成、妊婦相談などの事業により安全な妊娠・出産のための環境整備を、乳児家庭全戸訪問事業、予防接種、育児教室、障がい児等の発達相談、地域療育支援事業などの事業により健やかな子どもの発達を促すための支援を行ってきました。

《評価と課題》

- ・各事業の実施により、出産や育児にかかわる不安や負担の軽減が図られており、今後も事業の継続が必要です。
- ・障がい児や発達等の気になる子に関する相談件数は年々増加してきており、それらの支援の拡充が今後さらに必要となっています。

(2) 子育て家庭を支援するために

《実施内容》

地域子育て支援センター事業、放課後児童クラブ、育児相談などの事業により地域における子育て支援サービスの充実を、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、認定こども園整備への支援などの事業により保育ニーズへの対応を、ひとり親家庭の医療費助成、日常生活支援事業などの事業により特別な支援を要する家庭への支援を、虐待相談担当部署の設置、支援員による家庭訪問などの事業、啓発事業などにより児童虐待への対応などを取り組んできました。

《評価と課題》

- ・各事業は既に多くの子育て家庭の支援に利用されており、今後も事業の継続が必要です。
- ・保育ニーズに関する施策の目標は概ね達成できていましたが、保育ニーズは当初の予想を超えてますます高まっており、今後も各種保育事業の拡充が求められます。
- ・社会問題化している児童虐待の防止と対応に関する取組みも今後さらに取組みが必要です。

(3) 地域ぐるみで子育てをするために

《実施内容》

地域の子育てサークルへの講師派遣等の活動支援、地区公民館における奉仕活動や体験活動などの子どもと大人のふれあい事業、保育所園児と地域の高齢者の交流事業、中学生の保育体験事業、地域の子育て支援に関わるボランティア団体等のネットワーク化事業などの実施により、地域の世代間交流の推進や市民との協働による子育て支援に取り組んできました。

《評価と課題》

核家族化の進行等により、子育て家庭と地域との関わりが希薄になっている中であって、子育て家庭の孤立感を和らげ、地域で子育てを支援していくためにこれらの事業の重要性は増してきており、今後も継続して事業実施が必要です。

(4) 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりのために

《実施内容》

男女共同参画に関するセミナー、講演会等の各種事業、次世代育成支援の優良企業の認定、仕事と家庭を両立するための支援制度の情報提供などの子育てと仕事の両立支援、防犯灯の設置支援、街区公園の整備、公園等の芝生化などによる生活環境の整備、交通安全教育の推進、「子ども110番の家」設置促進、街頭活動などによる子どもの安全確保などの事業に取り組んできました。

《評価と課題》

- ・性別による固定的役割分担意識解消のための意識啓発や仕事と家庭の両立支援のための各種事業は、女性の社会進出の増加等に伴ってますます重要となっており、今後も事業を推進していくことが必要です。
- ・事業所内保育事業の設置促進について、ワーク・ライフ・バランスへの対応策として、子ども・子育て支援新制度の状況を踏まえながら対応が必要です。
- ・子どもの安全確保に関しては、近年はインターネットをはじめとする様々なメディアの危険性に対する対応も必要になっており、そうした新しい分野への意識啓発等も積極的に取り組んでいく必要があります。

第5章 子ども・子育て支援新制度の概要

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度のことをいいます。

新制度では、以下の取組みを進めることとされています。

★ 子どものための教育・保育給付による子ども・子育て支援

認定こども園、保育所、幼稚園への共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育への給付である「地域型保育給付」の2つの公的な財政支援を新設します。

★ 保育の量的確保・質の改善

小規模保育等の保育を支援する「地域型保育給付」により、待機児童が多い都市部や子どもが減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するとともに、職員の配置基準を見直すなどして保育環境の充実を目指します。

★ 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設両方の位置付けを持つ単一施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することなどにより、施設設置の促進を図ります。

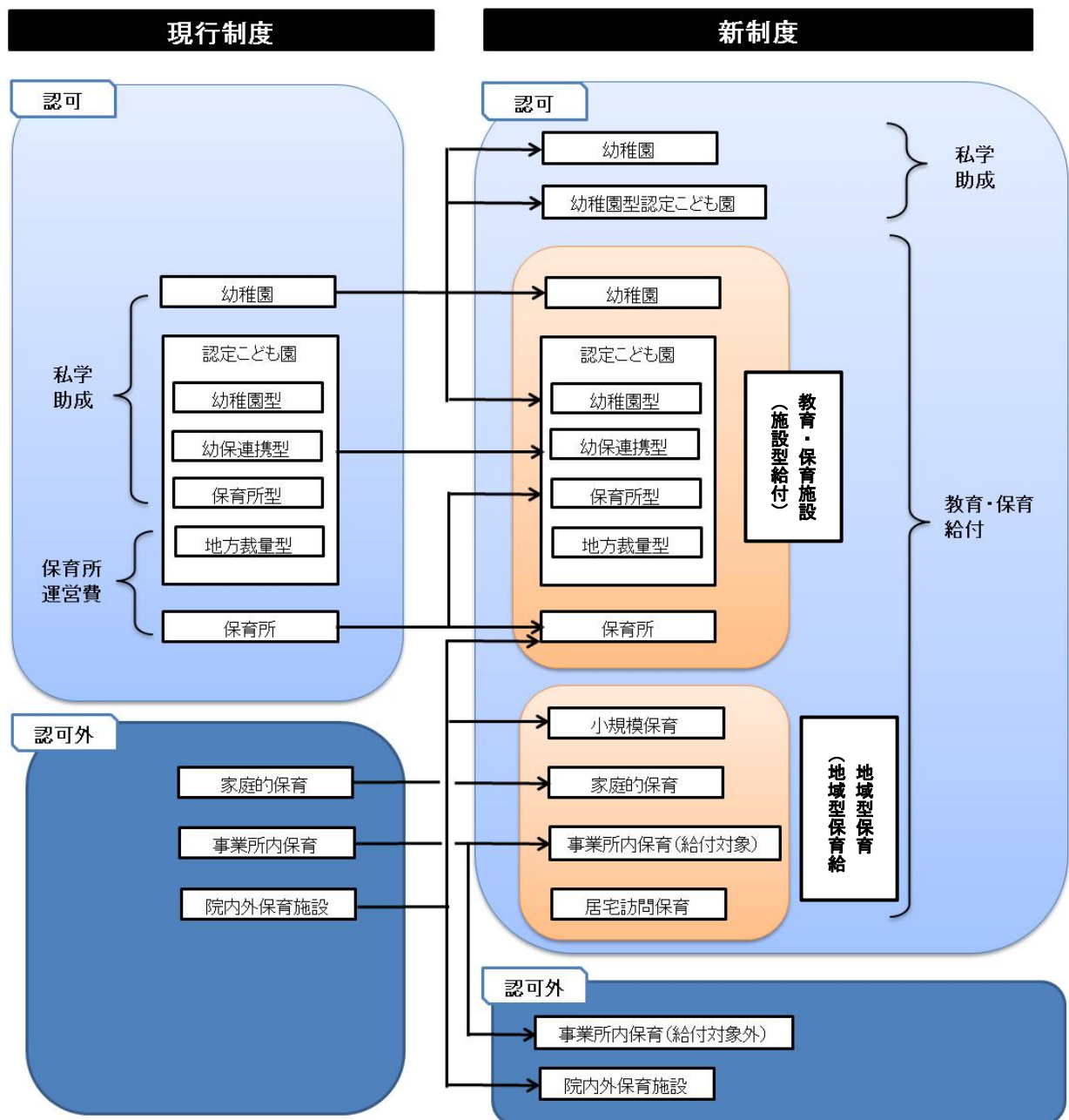
★ 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

地域の実情に応じた子育て支援として、利用者支援、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」を充実します。

○子ども・子育て支援新制度の事業体系

幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育等の施設や事業を利用した場合に給付対象となります。

給付の方法は、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が保護者に代わって代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



2 支給認定

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づき、教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）や地域型保育事業の利用のための認定（支給認定）を行ったうえで、保護者に「施設型給付」又は「地域型保育給付」を受けていただく仕組みとなっています。

なお、就労を理由とする場合の本市の保育の必要性の認定基準は、「月64時間以上の就労をしている場合」としています。

○支給認定の類型

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる教育・保育施設、事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	なし	-	-
	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
3号認定 (保育短時間認定)			

○保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定基準	
<p>保育の必要性の認定を受けられる場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている方）が次のいずれかの事情にある場合です。</p>	
(1) 就労	就労（月64時間以上）のため、児童の保育ができない場合
(2) 妊娠・出産	妊娠、出産のため、児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合
(4) 介護等	同居の親族の介護・看護のため、児童の保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災、風水害、地震などの復旧のため、児童の保育ができない場合
(6) 求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童の保育ができない場合
(7) 就学	就学（職業訓練を含む）のため、児童の保育ができない場合
(8) 虐待・DV	虐待、DVのため、児童の保育ができない場合
(9) 育児休業	育児休業取得時に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合
(10) その他	上記に類すると市長が認める場合

○保育必要量の認定基準

保育必要量の区分	利用可能時間帯	保育の必要性の区分
保育標準時間	施設の開所時間(延長保育時間は除きます)の枠内	両親とも就労時間が月120時間以上の場合、妊娠・出産の場合、疾病・障がいの場合、介護等の場合、災害復旧の場合など
保育短時間	施設ごとに定める保育短時間の利用可能時間(保育のコアタイム：8時間)の枠内	両親いずれかの就労時間が月120時間未満、求職活動、育児休業の場合など

※就労時間が120時間に満たないため保育短時間の対象となる場合であっても、勤務時間帯の関係からやむを得ず保育短時間利用可能時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合等は、保育標準時間として認定することとしています。

3 地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度では、市町村の認可事業として、3歳未満児を対象とした地域型保育事業が新設され、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育事業は、都市部においては待機児童の解消を図り、人口減少地域においては地域の子育て支援機能を維持・確保する役割が期待されます。

本市においても特に年度途中などにおいて、3歳未満児の保育所入所が難しい場合もあり、これらの受け皿となる少人数単位できめ細やかな保育を行う場を増やしていきます。

事業区分	事業の内容
家庭的保育事業	保育者の居宅などで、家庭的な雰囲気のもと保育を行うもの。定員は5人以下
小規模保育事業	家庭的保育に近い雰囲気のもと小規模な保育施設で保育を行うもの。定員は6～19人
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもの保育を行うもの。
居宅訪問型保育事業	保護者の自宅で、1対1で保育を行うもの。

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条において以下の事業が列挙されています。

これらの事業の詳細については、量の見込み・確保方策とあわせて第7章で詳述します。

- ① 利用者支援事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 妊婦健康診査
- ⑥ 乳児全戸訪問事業
- ⑦ 養育支援訪問事業
- ⑧ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨ 子育て短期支援事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑪ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑫ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

第6章 計画の基本的な考え方

本計画は、本市がこれまで鳥取市次世代育成行動計画において実現を目指してきた理念を基本としつつ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年7月、内閣府)を踏まえ、子ども・子育て支援新制度における理念と新たな取組みとともに、引き続き事業の展開を図っていくものとします。

1 基本理念

『子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり』

子どもは、鳥取市の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや親の幸せにつながるだけでなく、将来の活力ある未来の鳥取市をつくることにつながります。

子育ては「親が第一義的な責任を持つ」という基本的な認識のもとに、市、地域、職場その他社会のあらゆる主体が子ども・子育て支援の重要性に関する関心や理解を深め、これに寄り添い、支えていくことが必要です。

こうした取組みを通じ、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、鳥取市の未来を担うすべての子どもが明るく健やかに成長できるような、『子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり』を目指していくものとします。

2 基本目標

本計画では、次の5点を基本目標とし、基本理念の実現を目指していきます。

基本目標は、鳥取市次世代育成行動計画における基本目標とその取組みを継承することを基本としつつ、障がい児や発達の子などに対する対応、子育てしながら働きやすい職場環境づくりなど新たな課題にも対応しながら、その取組みを加速させていきます。

また、子ども・子育て支援新制度においても市町村の責務とされている幼児期の教育・保育の提供体制などの環境の確保については、新たに基本目標として位置づけ、増加する保育ニーズへの対応にも全力で取り組んでいきます。

(1) 親と子の心身の健康を守るために

長期的な視野を持って、親と子の心身の健康を社会的、精神的側面から支援します。また、乳幼児の疾病や障がいなどの早期発見と早期療育に努めるとともに、障がいのある児童などへの一層の支援の充実に努めます。

(2) 幼児期の教育・保育の環境の確保のために

子どもの年齢に応じた健やかな成長のために適切な子育ての環境が確保されるよう、市の責務として、認定こども園、保育所、幼稚園等の教育・保育の場の確保に努めます。

(3) 子育て家庭を支援するために

育児不安の解消や児童虐待の防止などに対応するため、家庭で育児をしている保護者の集える場所や相談体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭などの特別な支援を必要とする家庭への支援の充実に努めます。

(4) 地域ぐるみで子育てをするために

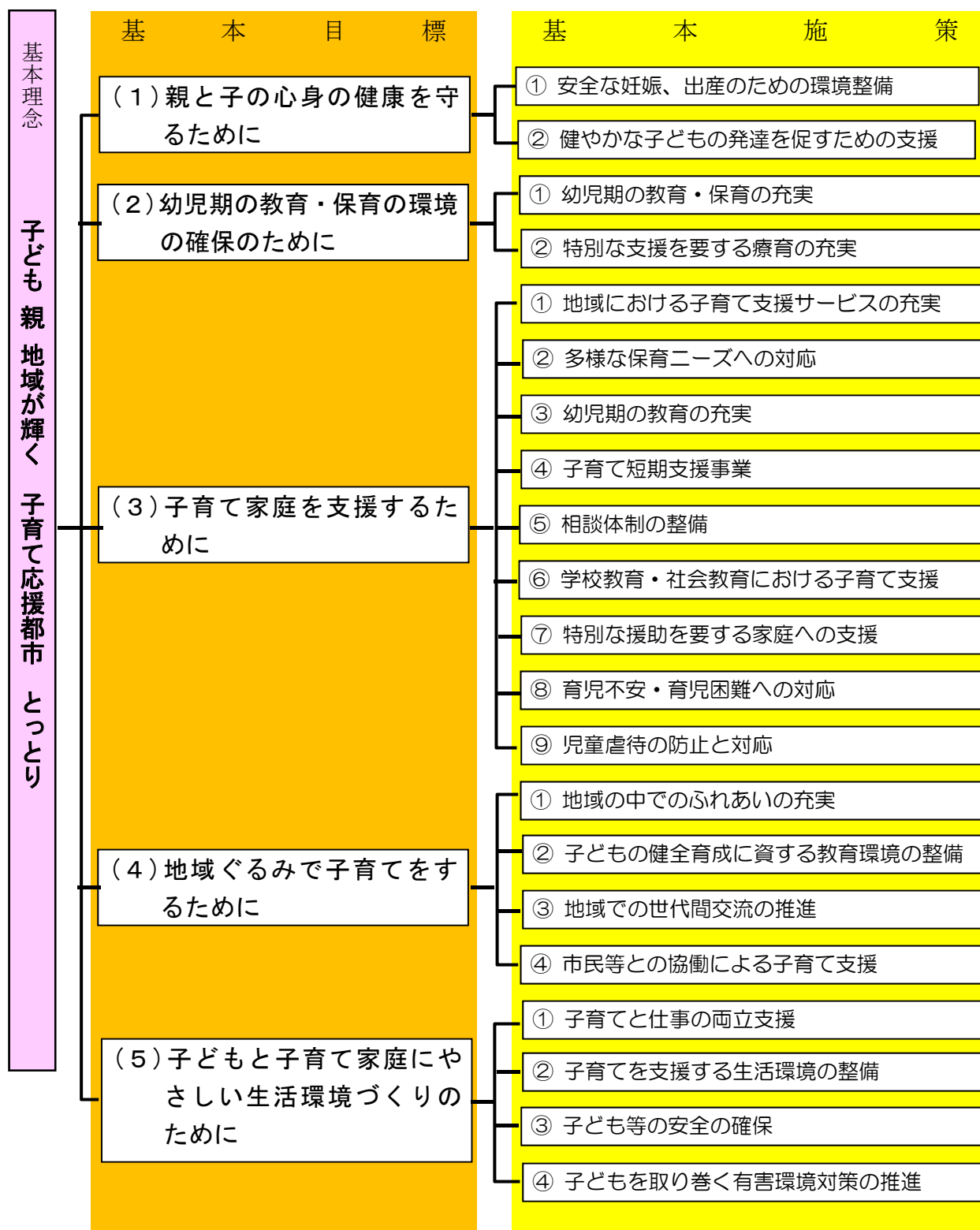
親子に直接ふれあう機会の多い地域の人々の関わりや、親子で参加できるコミュニティ活動の実施など、地域の中で交流でき、地域ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

(5) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりのために

職場や家庭での性別による固定的な役割意識の解消や子育てしながら働きやすい職場環境づくりに努めます。また、子どもの健全育成を促進し、子ども達が地域で安全に過ごせるよう社会環境の整備に努めます。

3 基本目標ごとの基本施策

ここでは、計画の基本理念と5つの基本目標に基づく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに、計画期間中に本市が取り組もうとする各種施策を掲載します。



基本施策及び具体的施策の記載について

○個別の施策の実施の方向性

【新規】・・・新規に事業実施するもの

【維持】・・・現在の取組みを維持し継続して事業を実施するもの

【推進】・・・事業手法等の見直しをしたうえで事業の推進を図るもの

【拡充】・・・事業の対象者や助成額、施設数等について拡充を図るもの

【検討】・・・現在は実施していないが実施に向けて検討するもの

○子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」「提供体制の確保方策」の策定が必要なものは、★印を付して第8章で詳述しています。

○子ども・子育てに関連する施策には、県等が直接実施しているものもありますが、ここでは市が実施する施策について掲載しています。市以外が実施する関連施策についても連携・協力して実施していきます。

○今後の状況の変化等により、ここに掲載していない施策についても必要に応じ適宜実施していきます。

《基本目標1》 親と子の心身の健康を守るために

① 安全な妊娠、出産のための環境整備

安全な妊娠、出産を推進するために、以下の施策に取り組みます。

● 思春期の保健対策

中学校との連携を深め、育児ふれあい体験学習などの思春期の子どもたちへの教育を推進するとともに、将来子育ての当事者になることの自覚を促進する教育に取り組みます。

《具体的施策》

◇ 育児ふれあい体験学習 【維持】

◇ 母性・父性を育てるための健康教育 【維持】

● 不妊治療への支援

子どもを望みながらも妊娠が困難な方へ検査費と治療費の支援を行います。

《具体的施策》

◇ 不妊治療助成の実施 【維持】

● 不育症治療への支援

不育症（妊娠はするけれども流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持ってない状態）のため子どもを持つことが困難な方へ検査費と治療費の支援を行います。

《具体的施策》

- ◇ 不育症治療等助成の実施 【維持】

● 妊娠から出産までの保健サービス

妊婦健康診査費の助成や健康相談等を通して、妊娠中の母子の健康管理や出産への不安軽減に努めます。

妊娠・出産包括支援事業では、妊産婦のニーズに応じて個別支援計画を作成し、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう包括的な支援を推進します。

《具体的施策》

- ◇ 妊婦健康診査費の助成 【維持】 ★P. 66
- ◇ 妊婦相談 【維持】
- ◇ 妊娠・出産包括支援事業 【推進】

② 健やかな子どもの発達を促すための支援

健やかな子どもの発達を促すために、以下の施策に取り組みます。

● 健やかな身体の育成

乳児家庭の家庭訪問による保健指導や育児支援、乳幼児の健康診査、育児相談などにより、新生児期、乳幼児期の健全な成長発達を支援します。

予防接種については、現在の法定予防接種のほか、今後の制度改正により定期接種化が見込まれるものにも速やかに対応していきます。

《具体的施策》

- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業・未熟児訪問指導 【維持】 ★P. 67
- ◇ 乳幼児健康診査 【維持】
- ◇ 育児相談 【維持】
- ◇ 予防接種 【維持】
- ◇ 妊婦歯科健康診査費の助成【新規】
- ◇ 新生児聴覚検査費の助成【新規】
- ◇ 産後サロン【新規】

● 健やかなこころの育成

子どもの健やかなこころの育成のため、親子が遊べる場の提供や、乳幼児期から芸術にふれさせる場の提供などに努めます。

《具体的施策》

- ◇ ブックスタート【維持】
- ◇ アートスタート【維持】
- ◇ 育児教室【維持】
- ◇ ふれあい学級（幼児学級）【維持】

● 障がい児等への支援体制の充実

障がい児や発達上の困難を抱える児童及びその保護者に対して、その状態や程度に応じ、相談、指導、訪問療育、通所による日中一時支援等の支援を行います。

また、保育所等において、心身の発達に支援が必要な子ども、保育上配慮が必要な子ども等に対する適切な支援ができるよう、訪問相談、巡回指導等を実施し、支援体制を充実していきます。

《具体的施策》

- ◇ 発達相談（5歳児発達相談、心理相談員・発達支援員による発達相談）
【維持】
- ◇ 発達上の困難を抱える児童の相談【推進】
- ◇ 地域療育支援事業【推進】
- ◇ 介護給付・障害児通所支援【拡充】
- ◇ 日中一時支援事業【拡充】
- ◇ 親子通所療育事業「らっこクラス」【推進】
- ◇ 小集団療育事業「いるかクラス」【推進】
- ◇ 保育訪問相談事業【推進】
- ◇ 発達支援保育指導委員会巡回指導事業【推進】
- ◇ 相談支援事業【推進】

● 歯科保健対策の充実

生涯健康な歯を保つために、妊娠期・乳幼児期からの歯の健康づくり対策の充実を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 歯科健康診査【維持】
- ◇ フッ素塗布（むし歯予防教室）【維持】
- ◇ フッ化物洗口【維持】

- ◇ 6歳臼歯保護事業 【維持】
- ◇ 歯についての健康教育（育児サークル・子育て支援センター等）【維持】

● 食育の推進

健やかな子どもの心と体の発達を図るため、適切な生活習慣とバランスの取れた食事による食育を推進します。

《具体的施策》

- ◇ 離乳食講習会 【維持】
- ◇ 食育教室 【維持】
- ◇ 教育・保育施設、学校給食における地産・地消の推進 【維持】

● 生活習慣病予防対策等の充実

乳幼児期、学童期、思春期は将来の健康づくりのために、食事、運動等好ましい生活習慣が形成される大切な時期であることから、乳幼児期の正しい生活習慣の確立に努めるとともに、学童期からの生活習慣予防対策について、学校と協議しながら、内容や方法等を検討し、対策の充実を図ります。

また、「タバコ対策委員会」を中心に集会所における禁煙・分煙など受動喫煙防止対策の取組みを進めます。

《具体的施策》

- ◇ 生活習慣病予防のための教育 【維持】
- ◇ 低年齢層からの喫煙防止教育 【維持】
- ◇ 受動喫煙防止対策 【維持】

● 関係機関との連携

行政、学校、地域の関係機関が、相互に学習の場を提供したり、定期的に情報発信や意見交換したりできる場を設けます。

《具体的施策》

- ◇ 健康づくり推進協議会 【維持】
- ◇ 歯科医師会との調整会議 【維持】
- ◇ 母子保健推進連絡協議会・母子保健検討会 【検討】

《基本目標2》 幼児期の教育・保育の環境の確保のために

① 幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育・保育の充実のために、以下の施策に取り組みます。

● 教育・保育環境の整備

幼児期の教育・保育の環境を確保し、適切にそれらの場の提供ができるよう、保育所の耐震化・老朽化による改修等の計画的整備と定員増、私立幼稚園の認定こども園化の整備促進を行うとともに、子ども・子育て支援新制度において新規に認可事業となる小規模保育等の地域型保育事業の設置促進の取組みを進めます。

また、地域型保育の設置促進にあたっては、民間事業者等の多様な主体の参入について、調査・検討を行います。

幼児期の教育・保育を希望する方に、適切にそれらの場の提供体制を確保することができるように取組みを進めます。

《具体的施策》

- ◇ 保育所等の整備 【拡充】 ★P. 55
- ◇ 認定こども園化の促進 【推進】 ★ P. 55
- ◇ 地域型保育事業の促進 【推進】 ★ P. 55
- ◇ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
【検討】 ★ P. 55

② 特別な支援を要する療育の充実

特別な支援を要する児童への療育の充実のために、以下の施策に取り組みます。

● 障がい児施設の充実

障がいのある児童への療育・発達支援を推進するため、若草学園における保育環境の整備と通園事業による療育の充実に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 障がい児の療育環境の整備と通園事業による療育の充実 【推進】

《基本目標3》 子育て家庭を支援するために

① 地域における子育て支援サービスの充実

子育て家庭を支援するために、以下の施策に取り組みます。

● 教育・保育サービスの利用者支援

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整に対応できるよう検討を進めます。

《具体的施策》

- ◇ 利用者支援事業の検討 【検討】 ★P. 61

● 親子の交流の場の提供

子育てを行っている方に、子どもと一緒に気軽に遊ぶことのできる場所を提供します。

《具体的施策》

- ◇ 0・1・2・3子育て広場 【維持】
- ◇ 地域子育て支援センター 【維持】 ★ P. 65

● 放課後児童クラブと放課後子ども教室の促進

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

子ども・子育て支援新制度においては、小学校4年生以上を含むすべての小学生が入級対象とされ、今後は小学校4年生以上の受入れも含め、増加傾向にあるニーズの確保に努めていきます。

また、県と連携・協力して各種研修会を実施し、支援員等のスキルアップに努めていきます。

《具体的施策》

- ◇ 放課後児童クラブの円滑な運営に関する支援 【維持】 ★ P. 64
- ◇ 放課後児童クラブが設置できない校区における放課後子ども教室の設置支援 【維持】 ★P. 64
- ◇ 支援員等の研修の充実 【拡充】 ★P. 64
- ◇ 開設場所の確保 【拡充】 ★P. 64
- ◇ クラブの分割による大規模化の解消 【推進】 ★P. 64
- ◇ 安全・安心な環境整備 【推進】 ★P. 64

● 地域における育児の相談

地域における子育てサークルや支援センター等で児童の健康や育児について相談を受け、育児中の多様な不安の解消に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 地域における育児相談 【維持】

● 児童館運営の充実と地域組織の育成

概ね3歳以上の幼児から中学生までの児童を対象に健全な遊びの場を提供し、健康増進を図るとともに、情操を豊かにすることを目的として、児童館の充実を図り、児童の健全育成を進めます。

《具体的施策》

- ◇ 児童厚生員の資質向上 【維持】
- ◇ 地域保護者組織強化の支援 【維持】

● 子育て家庭の経済的負担軽減

保育料の第3子軽減、幼稚園就園奨励費補助金の拡充など、子育て世帯の負担軽減を実施します。その他、医療費助成等により子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育てを応援します。

《具体的施策》

- ◇ 保育料の負担軽減 【拡充】
- ◇ 幼稚園就園奨励費補助金 【拡充】
- ◇ 小児医療費助成 【維持】
- ◇ 子育て支援カード事業（とりっこカード） 【維持】
- ◇ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【検討】 ★P. 75

② 多様な保育ニーズへの対応

子育て家庭を支援するために、多様化する保育ニーズへの対応を図ります。

● 多様な保育サービスの充実

保護者が働きながら子育てができるようにするため、延長保育、休日保育を継続して実施するとともに、未就園の児童の保護者が就労や病気などで保育できない場合のための一時保育の拡充を図るなど、多様な保育サービスの充実を図ります。

また、保育士の資質の向上と保育内容の充実を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 延長保育事業 【維持】 ★P. 73
- ◇ 一時預かり事業 【維持】 ★P. 62
- ◇ 休日保育事業 【維持】
- ◇ 土曜園開放事業 【維持】
- ◇ 保育士の資質向上（職員研修の充実等） 【維持】
- ◇ 子育て相談機能の充実 【維持】

● 病児・病後児保育の充実

病気時、病気回復期に、一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 病児・病後児保育事業の充実 【拡充】 ★P. 74

③ 幼児期の教育の充実

子育て家庭を支援するために、認定こども園（1号認定）や幼稚園における子育て相談や預かり保育などのサービスの充実を図ります。

● 保育時間の延長

就労等で子育てに苦慮されている在園児の家庭を支援するため、保育時間を延長するとともに、土・日を除いて夏休み等の長期休業中も実施します。

《具体的施策》

- ◇ 一時預かり・預かり保育事業 【維持】 ★P. 62

● 地域との交流

地域との交流を進めるために、地域の未就園の幼児と保護者に幼稚園を開放します。

《具体的施策》

- ◇ 園開放 【維持】

● 子育て相談等

在園・非在園にかかわらず、保護者同士が集い、園の先生が子育てに関する不安や悩み、養育についての相談に対応します。また、職員の資質の向上を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 子育て相談会 【維持】
- ◇ 職員の資質向上 【維持】

● 私立幼稚園の充実

子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園における幼児教育の充実のため、運営費の補助を行います。

《具体的施策》

- ◇ 私立幼稚園運営費補助事業 【維持】
- ◇ 私立幼稚園教員研修補助事業 【維持】

④ 子育て短期支援事業

保護者の就労、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育を行う子育て短期支援事業を充実します。

● 短期的な養育支援

児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を、児童養護施設において7日間を限度に預かります。

また、保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、児童を預かり生活指導や夕食を提供します。

《具体的施策》

- ◇ ショートステイ（短期預かり事業） 【維持】 ★P. 70
- ◇ 平日日帰りステイ（短期預かり事業） 【新規】 ★P. 70
- ◇ トワイライトステイ（夜間預かり事業） 【維持】 ★P. 70

⑤ 相談体制の整備

様々な子育てに関する相談に対応します。

● 育児等の相談体制の充実

子育ての不安や悩み、発達についての相談を受け、育児情報の提供を行うとともに、DV等の家庭相談を受け、家庭の支援に努めます。

《具体的施策》

- ◇ こども発達・家庭支援センター等における子育てや発達の相談対応 【維持】
- ◇ こども家庭課におけるDV等の家庭相談対応 【推進】

⑥ 学校教育・社会教育における子育て支援

学校教育や社会教育において、子育て家庭を支援するために、以下の施策を推進します。

● 学習・進路・生活等に関する教育相談の充実

子どもの学習や進路に関する不安や悩み、生活習慣などについて、学校と家庭、地域等が連携し、子育て家庭を支援します。

《具体的施策》

- ◇ 教育相談（キャリアガイダンス、進学、就職、生活、人間関係）【維持】

● 学習・生活習慣の定着に向けての支援

子どもの学習方法や生活習慣の定着へ向けて、学校教育においても、家庭や地域との連携のもとで、適切な指導を行います。

《具体的施策》

- ◇ 家庭学習支援資料の作成、各家庭への配布及び指導 【維持】
- ◇ 生活習慣点検資料の作成、各家庭への配布及び指導 【維持】

● 家庭教育への支援の充実

子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や家庭教育に関する情報の提供、相談体制の整備により、家庭教育への支援の充実に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 教育センターでの教育相談の実施 【維持】
- ◇ 家庭教育支援総合推進事業の実施
(就学児検診等の機会を活用した子育て講座、思春期子育て講座)【維持】

● 社会教育関係団体との連携

家庭・学校・地域社会が連携を図り、それぞれの教育機能を活かし、役割分担を図りながら、学習活動や団体活動を通して、子育て家庭の支援に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 青少年のための明るいまちづくり事業 【推進】
- ◇ 小・中学校PTA研修 【維持】
- ◇ 社会体育活動 【維持】

● 小・中学校の就学に係る経済的負担軽減

小・中学校へ通う児童・生徒の保護者の就学に係る費用について経済的な負担の軽減をします。

《具体的施策》

- ◇ 就学援助費による負担軽減 【維持】
- ◇ 遠距離等の通学費補助による負担軽減 【維持】

⑦ 特別な援助を要する家庭への支援

特別な援助を求めている子育て家庭に対して支援を図ります。

● ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の支援を推進します。

《具体的施策》

- ◇ 児童扶養手当の支給 【維持】
- ◇ ひとり親家庭の就労支援 【推進】
- ◇ 日常生活支援事業の利用促進 【推進】
- ◇ ひとり親家庭の医療費助成 【維持】
- ◇ ひとり親家庭への学習支援 【新規】
- ◇ 母子生活支援施設の防犯対策の強化 【新規】

● 生活困窮家庭への学習支援

生活困窮家庭の小・中学校に通う児童に対し、家庭学習の支援を行います。

《具体的施策》

- ◇ 生活困窮家庭への学習支援 【維持】

● ひとり親家庭、多子世帯等の市営住宅への優先入居制度の整備

住宅に困窮するひとり親世帯や多子世帯などを対象に、市営住宅等への優先的な選考が図られるよう、優先入居制度の整備に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 優先入居制度の整備 【維持】

⑧ 育児不安・育児困難への対応

育児不安を抱える家庭・育児困難な家庭に対し、その解消を図るための支援に努めます。

● 子育て支援体制の充実

子育て支援を重視した乳幼児健診体制、育児サロン・育児相談を実施し、育児の不安感や孤立感を持つ子育て家庭への支援に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 育児サロン 【維持】
- ◇ 保育所における育児相談 【維持】
- ◇ 保健師による家庭訪問 【維持】
- ◇ 親と子のすこやか推進事業（らくだクラブ） 【維持】
- ◇ 発達上の困難を抱える児童をもつ親の会（いっぽいっぽ）の実施 【維持】

⑨ 児童虐待の防止と対応

児童虐待を無くすため、以下の施策に取り組みます。

● 相談体制の充実

こども発達・家庭支援センターにおける児童虐待通告相談の対応を充実させます。
また、6か月児健診・1歳6か月児健診や3歳児健診、育児サロンにおいて、保健師や心理相談員、保育士による個別相談や親子遊びの指導等、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

《具体的施策》

- ◇ こども発達・家庭支援センターにおける児童虐待通告相談 【推進】
- ◇ 乳幼児健診への心理相談員・保育士の配置 【維持】
- ◇ 子育て相談ダイヤル（ホットライン） 【維持】

● 養育支援

支援が特に必要と判断した養育者に対し、家庭訪問、カウンセリングなど必要な支援を行います。

《具体的施策》

- ◇ 養育支援訪問事業 【維持】 ★P. 68
- ◇ 心理相談員によるカウンセリング 【維持】

● 子どもを守る地域ネットワークの運営

福祉・保健・医療・教育・警察・民間団体等で組織する「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を運営し、関係機関の連携を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 鳥取市要保護児童対策地域協議会の運営 【推進】 ★P. 69

● 啓発活動の推進

児童虐待を予防するために、思春期からの心を育てるための啓発活動や、子育て支援施策の情報提供に努めます。

また、虐待が疑われる時点での通告相談が確実に行われるよう関係機関と連携して研修会等を実施します。

《具体的施策》

- ◇ 児童虐待防止啓発の推進 【推進】
- ◇ 関係機関の研修会の実施 【推進】

● 親子を支える地域づくり

健全な親子関係を確立するため、地域全体で子育てを支えることのできる地域づくりを図ります。

《具体的施策》

- ◇ 民生児童委員、主任児童委員へ相談しやすい体制づくり 【推進】

《基本目標4》 地域ぐるみで子育てをするために

① 地域の中でのふれあいの充実

地域ぐるみで子育てを行うために、地域の中でのふれあいを充実します。

● 子育てグループへの支援

地域の子育てグループを育成し、活動の支援を行うことで、子育て家庭の孤立を防止し、親子の交流を図ります。

また、地域の子育てグループをつないでいる「子育てネットワーク」の活動を支援します。

《具体的施策》

- ◇ 子育てネットワークの活動支援 【維持】
- ◇ 各子育てサークルへの支援 【維持】

● 地域ぐるみの子育て支援

子どもを地域社会の中で育てることや、地域での交流の必要性について関心や理解を深め、子育てがしやすい環境づくりに努めます。

《具体的施策》

- ◇ 主任児童委員による子育てサークルの支援 【維持】
- ◇ 地区公民館による子育てサークルの活動支援 【維持】

② 子どもの健全育成に資する教育環境の整備

子どもの健全育成のために、地域ぐるみで子育てを行う教育環境を整備します。

● 地域で子どもたちを育てる環境整備

子ども一人ひとりの健全育成に向けて、教育・保育施設、小中学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる環境整備に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 子どもと大人のふれあい事業（地区公民館生涯学習事業） 【維持】

③ 地域での世代間交流の推進

異世代や地域との関わりを増やすため、地域での世代間交流の推進を図ります。

● これからの地域を担う人材育成

地域ぐるみで子育てを推進するために、子育てボランティア組織や、リーダーの育成に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 特色ある公民館事業（人づくり事業含む） 【維持】
- ◇ 地域教育コーディネーターの育成 【維持】
- ◇ ジュニアリーダー養成・ヤングリーダー育成 【維持】
- ◇ ファミリー・サポート・センターの提供会員の育成等 【推進】

● 異世代間の交流事業

教育・保育施設、小中学校などと地域との交流を通して異世代間の交流を推進します。

《具体的施策》

- ◇ 地区公民館生涯学習事業（子どもと大人のふれあい事業） 【維持】
- ◇ 中学生と乳児とのふれあい事業 【維持】
- ◇ 地域に学ぶ（ワクワクとっとり）事業 【維持】
- ◇ 園児とお年寄りとの交流事業 【維持】
- ◇ 教育・保育施設、小・中学校との交流や保育体験事業 【維持】

● 地域活動への参加促進

孤立する子育て家庭をなくすため、育児サークルなど地域活動への参加を促します。

《具体的施策》

- ◇ 育児サークルの情報提供と参加呼びかけ 【維持】

④ 市民等との協働による子育て支援

画一的な施策では対応できない支援サービスについて、地域の特性に応じたまちづくり活動における子育て支援施策の推進を図ります。

● 親子を支える地域づくり

各地域で子育てに関わるボランティア団体や公的機関で子育てネットワークを結成し、情報交換、研修等を通じて課題を共有し、子育て支援活動を推進する。

《具体的施策》

- ◇ 市民との協働による子育てネットワークの活動 【維持】
- ◇ 市民との協働による検診ボランティア活動 【新規】

● 地域資源を活用した協働による子育て支援

中山間地域、中心市街地等において、地域における資源を有効活用し、市民・事業者等との協働による子育て支援事業を通じた地域の活性化を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 中山間地域における未利用施設等を活用した子育て支援 【維持】
- ◇ 空き店舗活用等による中心市街地における子育て支援 【維持】

《基本目標5》 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりのために

① 子育てと仕事の両立支援

子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりを図るため、子育てと仕事の両立を支援します。

● 性別による固定的役割分担意識解消のための啓発

子育てのための時間確保や、子育てしながら働き続けることができるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、広報活動や学習会等によって、家庭・職場における意識啓発に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 男女共同参画セミナーの開催 【推進】
- ◇ 「女と男のハーモニーフェスタ」の開催【推進】
- ◇ 他機関で実施する男女共同参画推進事業の情報提供 【維持】

● 子育てしやすい職場環境づくりへの支援

子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業を活用した事業所内保育事業の設置促進、男女共同参画かがやき企業の認定制度の推進による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等に取り組みます。

《具体的施策》

- ◇ 事業所内保育所の設置促進 【推進】
- ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【推進】
- ◇ 育児休業等の制度の取り組みに対する企業への啓発 【推進】
- ◇ 働き方改革推進アドバイザーによる子育てしやすい職場環境整備の啓発 【新規】

● 子育てで離職した女性への再就職等の支援及び企業への意識啓発

出産・育児により離職（退職）した方の再就職を支援するとともに、育児休暇を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備のため、企業に対する意識啓発に取り組みます。

《具体的施策》

- ◇ ハローワーク求人情報の提供 【維持】
- ◇ 職場における子育て環境整備のための支援制度に関する情報提供【推進】
- ◇ 雇用アドバイザーによる就労相談 【維持】

● 家庭と仕事を両立できる育児支援の充実

育児の援助を行いたい方と、育児の援助を受けたい方を会員として、会員相互に援助活動を行うことにより、家庭と仕事を両立し、安心して働くことができるよう事業を推進します。

《具体的施策》

- ◇ ファミリー・サポート・センター事業 【推進】 ★P. 72

② 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりを図るため、以下の施策を推進します。

● 歩行者にやさしい道路環境の整備

通園や買い物、外出時などにおいて、子どもたちやその家族が安全に行動できるように、歩行者等にやさしい道路環境・歩行空間の確保を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 歩道の拡幅整備 【維持】
- ◇ 防犯灯の設置 【維持】
- ◇ 子ども等がより安全に通行できるための交通安全設備の充実（ガードレール） 【維持】
- ◇ 積雪時における通学路（教育委員会指定）、歩道等の除雪対策 【維持】
- ◇ 歩道のバリアフリー化（段差解消、誘導点字ブロック等） 【維持】

● 子どもが安心して遊べる広場の整備

子どもたちが、安心して遊べる身近な遊び場（公園等）の整備を図ります。

《具体的施策》

- ◇ 自然に親しめる公園の整備 【維持】
- ◇ 街区公園の整備 【維持】
- ◇ 協働による公園等の芝生化推進 【維持】
- ◇ 安心して遊べる（集まれる）場所の増設 【維持】

● バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設等におけるバリアフリー化や市の施設内の託児室整備等の推進に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 公共施設等におけるバリアフリー化、授乳コーナー・幼児用トイレの整備促進 【維持】
- ◇ 市の施設における託児室の設置（駅南庁舎） 【維持】

③ 子ども等の安全の確保

子ども等の安全を確保するため、以下の施策を推進します。

● 小・中学校、児童館等の施設環境整備

老朽化した学校施設、児童館等の年次的な改築・改修により、教育・児童福祉環境を整備します。

《具体的施策》

- ◇ 小・中学校の施設環境整備 【維持】
- ◇ 児童館等の施設整備 【維持】

● 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進

教育・保育施設、学校、地域などにおいて、事故防止に関する講習会や交通安全指導を行ない、交通安全の意識向上を図り、子どもの安全の確保に努めます。

《具体的施策》

- ◇ 交通安全教育の推進 【維持】
- ◇ スクールゾーン・通学路の安全点検、整備 【維持】

● 子どもを犯罪等から守るための取組みの推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、青少年育成鳥取市民会議や防犯協議会等が行う活動を支援すると共に、学校や園内外の安全対策を強化し、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組めます。

《具体的施策》

- ◇ 地区青少年育成協議会活動への支援 【維持】
- ◇ 青少年を非行から守る街頭活動、啓発活動への支援 【維持】
- ◇ 少年補導員研修事業 【維持】
- ◇ 地域社会で子どもを非行から守る地域団体活動支援 【維持】
- ◇ 「子ども110番の家」の設置促進 【維持】
- ◇ 危機管理マニュアルの徹底 【維持】
- ◇ 学校安全の推進 【維持】
- ◇ 見守り活動の推進 【維持】

◇ 危険空き家対策の推進 【維持】

● 子どもを災害から守るための取組みの推進

教育・保育施設、学校などにおいて自然災害などに対する防災教育及び防災訓練を充実させ、子どもの命を災害から守ります。

《具体的施策》

◇ 防災教育・防災訓練の実施 【推進】

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等の有害情報など、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。

● 子どもを取り巻くより良い環境づくりの推進

書店やコンビニエンスストア等における、性や暴力等に関する雑誌やビデオなど、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。

また、携帯電話、インターネットをはじめとする様々なメディアの危険性に対する対応の取組みも進めていきます。

《具体的施策》

◇ 携帯電話・インターネット等の危険性に対する意識啓発 【推進】

◇ 「読まない」「買わない」「置かせない」三ない運動の推進 【推進】

◇ 「少年を守る店」事業の推進 【維持】

◇ メディア・リテラシー（情報を使いこなす能力）の向上のための取組み
【維持】

第7章 子育てに関する量の見込みと提供体制の確保方策

1 教育・保育提供区域等の設定

子ども・子育て支援事業計画に定めるべきものとして、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、地域のニーズに応じた教育・保育サービスを提供するための基礎的な範囲であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給バランスを図るために設定するもので、地域型保育事業の市の認可の際に行われる需給調整の判断要素ともなります。

本市が設定する教育・保育提供区域は、認定こども園・幼稚園においては通園バス等により広範囲の利用がなされている状況、保育所においては通勤途上、勤務先近くの施設を希望される場合があること、また、定員弾力化により定員以上の受入れを行って可能な限り地域の保育の需要に対応している現状などを考慮しつつ、合併前の旧町村の区域にとどまらず広範囲の施設・事業の利用や一過性の需要等にも柔軟に対応でき、地域型保育事業の新規参入等も行いやすくするため、鳥取市全域を教育・保育区域として設定するものとします。

ただし、特に保育の提供体制の具体的確保方策の検討・実施に当たっては、定員の適正化に向けた取組みを進めつつ、かつ、待機児童が生じることのないよう、実際の施設の利用状況等を勘案しながら、適切に対応していくこととします。

また、地域子ども・子育て支援事業の提供区域についても、教育・保育施設等に関連するものは同様の理由により、その他のものは事業特性から広域的な利用を想定したものであることにより、いずれも鳥取市全域を提供区域として設定することとします。

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みについて

子ども・子育て支援事業計画においては、事業計画期間中の各年度の教育・保育の量の見込みを定めることとされています。

この量の見込みの算出に当たっては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月、内閣府）に基づき、平成25年11月に本市で実施したニーズ調査結果により算出を行った結果、2号認定の保育ニーズ部分、3号認定の0歳児部分については、算出された数値と実績値との間に大きな乖離がみられました。

このため、2号認定の保育ニーズ部分は近年の実績値の推移等の動向より、また3号認定の0歳児部分は認可保育所の平均就園率、育休延長取得者の動向等からそれぞれ数値の補正を行い、量の見込みを設定しました。

また、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定に当たっても、同様にニーズ調査結果をもとに算出を行いました。

地域子ども・子育て支援事業についても、算出結果と利用実績との間に大きな乖離が見られたものについては、その事業が必要な状況になった場合に利用する事業であることなどの事業の特性を踏まえて、実際の利用実績や推移等から量の見込みの補正を行うことにより設定しました。

《参考》 内閣府の「手引き」に基づく量の見込みの算出方法

ア 家庭類型の分類と抽出（ニーズ調査結果より、下記の家庭類型に分類）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)

タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※保育の必要性の下限時間は64時間

父親		母親		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

イ 算出方法

前記の家庭類型をもとに、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型を抽出し、各年齢の潜在的な家庭類型別児童数を算出した上で、利用意向率を乗じて量の見込みを算出します。

なお、今回の量の見込みの算出に必要な人口推計の数値については、上位計画にあたる第9次鳥取市総合計画の人口推計データをもとに、平成27年度から平成31年度までの各年齢の人口を推計したものです。

【推計児童数】×【潜在家庭類型別（割合）】 → 【家庭類型別児童数（人）】

【家庭類型別児童数（人）】×【利用意向率（割合）】 ⇒ 【量の見込み（人）】

○1号認定

1) 対象家庭類型 … C' + D + E' + F

2) 対象年齢 … 3歳以上

3) 利用意向率 … 上記1)、2)の対象者について、今後の利用希望の間で、「幼稚園」または「認定こども園」を選択した者の割合

○2号認定（幼稚園利用希望が強い＝教育ニーズ）

- 1) 対象家庭類型 … A + B + C + E
- 2) 対象年齢 … 3歳以上
- 3) 利用意向率 … 上記1)、2)の対象者について、現在の利用状況の間で、「幼稚園」を選択した者の割合

○2号認定（認定こども園及び保育所＝保育ニーズ）

- 1) 対象家庭類型 … A + B + C + E
- 2) 対象年齢 … 3歳以上
- 3) 利用意向率 … 上記1)、2)の対象者について、今後の利用希望の間で、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設」、「地域子育て支援事業」、「事業所内保育施設」のいずれかを選択した者の割合から、上記2号認定（幼稚園利用希望が強い）の割合を控除した割合

○3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

- 1) 対象家庭類型 … A + B + C + E
- 2) 対象年齢 … 0歳児、1・2歳児
- 3) 利用意向率 … 上記1)、2)の対象者について、今後の利用希望の間で、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設」、「地域子育て支援事業」、「事業所内保育施設」のいずれかを選択した者の割合

（2）教育・保育の提供体制の確保方策について

子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域の認定こども園、保育所、幼稚園の特定教育・保育施設及び小規模保育事業等の特定地域型保育事業に係る教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

本市においては、平成18年度以降、いわゆる保育所待機児童は発生していませんが（各年4月1日時点）、育児休業を延長された方などを含め、ニーズ調査結果に基づく潜在的な保育ニーズも考慮すると、特に3号認定の0歳児、1～2歳児は高い需要が見込まれます。

このような潜在的なニーズが一度に顕在化することは考えにくいものの、現状の維持にとどまらず、教育・保育施設の拡充、地域型保育事業の促進等により、必要な保育提供量の確保ができるよう取り組んでいきます。

なお、各年度における教育・保育必要量の見込みと確保の内容、確保方策は以下のとおりとしますが、計画中間年である平成29年度を目途に実際の施設利用の推移等の状況を踏まえ、必要に応じて確保方策の見直しを行うこととします。

○各年度における教育・保育の必要量の見込みと提供体制の確保方策

① 教育・保育の量の見込みと実績（平成 27、28 年度）

単位：人

年度	認定区分等	量の 見込み ①	確保の内容（実績値）②					②-①	
			特定教 育・保育 施設	確認を受 けない幼 稚園	地域型保 育事業	事業所内 保育施設 等	その他		
27	1号認定	1,612	849	904			0	141	
	2号認定	3,125	3,287			24	7	194	
	3号認定	0歳	731	588		23	9	163	52
		1・2歳	2,082	1,953		23	63	21	△21
28	1号認定	1,598	792	848			0	42	
	2号認定	3,146	3,364			42	15	276	
	3号認定	0歳	730	580		28	8	187	73
		1・2歳	2,187	1,986		39	63	53	△45

※ 「特定教育・保育施設」は子ども・子育て支援新制度における施設型給付等の対象となる認定こども園、保育所及び幼稚園をいいます。

※ 「確認を受けない幼稚園」は子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園（H29.4.1現在7園）をいいます。

※ 「事業所内保育施設等」は院内保育施設等の認可外保育施設をいいます。

※ 「その他」は、保育所等の入所申込みを行ったが、希望園への入所がかなわず、育休延長や空き待ちをされた者を計上しています。

※ 確保の内容（実績値）は、4月1日現在の年齢区分による各年度3月1日現在の数値となります。

② 教育・保育の量の見込み（平成 29～31 年度）

単位：人

年度	認定区分等	量の 見込み	確保の内容				
			特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	地域型保育 事業	事業所内保 育施設等	
29	1号認定	1,630	787	843			
	2号認定	3,430	3,397			33	
	3号認定	0歳	821	779		34	8
		1・2歳	2,212	2,069		81	62

年度	認定区分等	量の 見込み	確保の内容				
			特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	地域型保育 事業	事業所内保 育施設等	
30	1号認定	1,586	766	820			
	2号認定	3,336	3,304			32	
	3号認定	0歳	817	757		52	8
		1・2歳	2,227	2,044		120	63
31	1号認定	1,580	763	817			
	2号認定	3,326	3,294			32	
	3号認定	0歳	813	753		52	8
		1・2歳	2,237	2,054		120	63

※ 「特定教育・保育施設」は子ども・子育て支援新制度における施設型給付等の対象となる認定こども園、保育所及び幼稚園をいいます。

※ 「確認を受けない幼稚園」は子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園（H29.4.1現在7園）をいいます。

※ 「事業所内保育施設等」は院内保育施設等の認可外保育施設をいいます。

《確保方策》

- 認定こども園、幼稚園の利用を想定した1号認定・2号認定（教育ニーズ）については、ニーズ量は確保されているため、特別な確保対策は行いませんが、新制度に移行しない幼稚園に対しては、新制度移行、認定こども園化（2号認定・3号認定の児童の受入れ）等について必要な情報を提供し、新制度への的確な対応を促していきます。
- 保育所等の利用を想定した3号認定（0歳児、1～2歳児）については、潜在的なニーズも考慮すると高い需要が見込まれるところであり、待機児童が生じることのないよう以下の方策を講じていきます。
 - ・ 保護者の希望に応じた施設への入所ができるよう、利用定員の増加、施設面積、職員配置等の認可基準の範囲内での弾力入所の対応等について、各施設に協力を要請していきます。
 - ・ 施設の老朽化等に伴う保育所の整備を計画的に進め、その整備に当たっては、周辺地域の保育需要に応じた適切な定員数を確保するよう努めます。

なお、現在事業中の整備計画は以下のとおりですが、今後新たな整備計画を定め、順次公表します。

 - 平成27年度供用・・・松保保育園増築（定員40人増）
 - 平成28年度供用・・・津ノ井保育園建替え（定員20人増）
 - 平成29年度供用・・・美保保育園建替え（定員20人増）
 - ・ 新制度において新たに創設された地域型保育事業について、平成27年度当初においては2施設の届出保育施設からの移行認可を予定しているところですが、今後さらに民間事業者による新規の事業参入を促進し、3号認定の児童の保育の場の確保・充実に努めます。
 - ・ 施設の整備ができていても保育士の配置ができないと児童の受入れができません。子ども・子育て支援新制度においては、保育士の賃金等の処遇改善も制度として取り組むこととされており、また、本市においてもこれまで任期付短時間職員制度の導入などを実施してきているところですが、今後、国の「保育士確保プラン」の施策の積極的な活用など保育士の確保策について検討・実施していきます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業として新設された事業で、子どもやその保護者等、または妊娠している方が、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

《現状》

本市の既存機関としては、市役所のこども家庭課、こども発達・家庭支援センターがこれに近いサービスを行っているほか、保育所などに併設された市内13か所の子育て支援センターなどにおいても子育てに関する相談対応や情報提供の役割を果たしています。

《確保方策の考え方》

多様化する利用者の個別ニーズを把握して、教育・保育サービスに対応し、適切に利用者が判断できるような、より専門性の高い一層の支援を行うことが必要であることから、利用者支援事業（母子保健型）として、母子保健相談支援員による相談対応、各種制度の紹介や案内等とともに、平成29年4月からは、「子育て世代包括支援センター（こそだてらす）」を設置し、妊娠してから出産、子育て期にわたって、切れ目ないきめ細やかな支援を行っていきます。

○利用者支援事業の量の見込みと確保量

単位：か所数

年 度	27	28	29	30	31
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保量②	0	0	1	1	1
②－①	△1	△1	0	0	0

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

「こそだてらす」を拠点として、子育て支援を実施します。

(2) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、幼稚園において幼稚園の在園児を対象として保護者の就労等を理由として通常の教育時間外や長期休暇期間中に実施する預かり保育と保育所等において日頃保育所等を利用していなくても一時的に児童を預かる一時預かりの大きく2つの事業類型があります。

《現状》

幼稚園の預かり保育は、全12園で実施しており、平成25年度は延べ80,342人の利用がありました。

また、保育所等の一時預かりについては、9園で実施しており、平成25年度は延べ4,637人の利用がありました。

ファミリー・サポート・センターにおいても未就学児について一時預かり事業を実施しており、こちらは平成25年度は延べ1,141人の利用がありました。

《確保方策の考え方》

幼稚園の預かり保育は、利用実績を勘案すると定員数には余剰があり、現状のサービス供給量を維持することにより、供給量の確保に努めます。

保育所等の一時預かりについては、事業のニーズは高まる傾向にあり、要保育児童の受入れ定員数等を勘案しながらできる限り実施施設・定員数の拡大に努めていきます。

ファミリー・サポート・センターの一時預かりについても増加傾向にある利用者のニーズに対応していきます。

○一時預かり事業（幼稚園預かり保育）の量の見込みと確保量

単位：人

年度		27	28	29	30	31
量の見込み①		80,342	80,342	65,000	65,000	65,000
確保量	人数②	62,837	63,893	65,000	65,000	65,000
	施設数	12	12	13	13	13
②－①		△17,505	△16,449	0	0	0

※量の見込みは、平成25年度の平均利用者数、利用日数の実績から算出しています。

また、平成30年度以降の量の見込みは平成29年度実績見込みを最大値として想定し算出しています。

※子ども・子育て支援新制度以外の私学助成による事業も含まれます。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

○一時預かり事業（保育所等一時預かり）の量の見込みと確保量

単位：人

年 度		2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
量 の 見 込 み ①		4,711	4,711	4,800	4,800	4,800
確保量	人 数 ②	4,746	4,743	4,800	4,800	4,800
	施 設 数	9	10	10	10	10
② - ①		35	32	0	0	0

※量の見込みは、利用者数の増減があるため、過去3年間の平均利用者数としています。
また、平成30年度以降の量の見込みは平成29年度実績見込みを最大値として想定し算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

○一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター、未就学児）の量の見込みと確保量

単位：人

年 度		2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
量 の 見 込 み ①		1,331	1,438	1,553	1,678	1,813
確保量	人 数 ②	1,543	1,896	1,553	1,678	1,813
	施 設 数	1	1	1	1	1
② - ①		212	458	0	0	0

※量の見込みは、過去3年間の利用者の対前年の平均増加率から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

幼稚園預かり保育については今後も現行どおり継続して実施していきます。

保育所等の一時預かりについては、要保育児童の受入れ定員数等を勘案しながらできる限り実施施設・定員数の拡大に努めるとともに、ファミリー・サポート・センターにおいて未就学児を対象として行っている一時預かり事業と合わせ、ニーズの増加に対応していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「放課後児童健全育成事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、その他公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《現状》

平成26年5月1日現在で、47クラブ（保護者会45クラブ、NPO法人2クラブ）を開設しており、1,947人（小学校3年生以下の児童の約3割）の児童が入級しています。

《確保方策の考え方》

放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援新制度においては、小学校4年生以上を含むすべての小学生が入級対象とされました。

今後は、小学校4年生以上の受入れも含め、増加傾向にある見込み量の確保に努めていきます。

また、各種研修会の実施等により、支援員等のスキルアップに努めていきます。

○放課後児童クラブ利用者数の量の見込みと確保量

単位：人

年 度		27	28	29	30	31
量 の 見 込 み ①		2,126	2,321	2,428	2,646	2,884
確保量	人 数 ②	2,117	2,288	2,428	2,646	2,884
	ク ラ ブ 数	49	54	56	63	67
② - ①		△9	△33	0	0	0

※量の見込みは、ニーズ調査結果、利用実績等の推移から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

増加傾向にある見込み量に応じた確保量を提供していきます。

また、クラブ数については、保護者会等の意見を聴き、開設場所を拡充しながら利用希望者の多いクラブを分割するなどにより、提供体制を確保していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

「地域子育て支援拠点事業」は、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《現状》

市内保育所13施設に併設した「子育て支援センター」等により、主に0～5歳の保育所に通っていない子育て家庭を対象として、子育て親子の交流の促進、講座・セミナーの開催、子育てに関する相談・援助等の事業を実施しており、平成25年度においては延べ59,050人の利用がありました。

《確保方策の考え方》

子育て支援センターの事業は今後も継続して実施し、増加傾向にある見込み量については、新設する利用者支援事業等とあわせて対応していきます。

○地域子育て支援拠点事業利用者数の量の見込みと確保量

単位：人

年 度		27	28	29	30	31
量 の 見 込 み ①		66,349	70,330	74,550	79,023	83,765
確保量	人 数 ②	62,144	74,842	74,550	79,023	83,765
	施 設 数	13	14	14	14	14
② - ①		△4,205	4,512	0	0	0

※量の見込みは、過去3年間の利用者の対前年の平均増加率から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も継続して事業実施し、増加傾向にある見込み量については、新設する利用者支援事業等とあわせて対応していきます。

(5) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《現状》

妊婦が妊娠の届出をした際に受診票を交付し、一般健康診査については14回、多胎妊娠健康診査は5回を限度にすべての対象者の方が市内の医療機関（産婦人科）で無料で受診できるようにしており、平成25年度は延べ22,145件の受診について助成を行いました。

《確保方策の考え方》

今後も継続して事業を実施していきます。

○妊婦健康診査助成件数の量の見込みと確保量

単位：件

年 度	27	28	29	30	31
量の見込み①	24,560	24,520	20,000	20,000	20,000
確保量②	21,580	19,859	20,000	20,000	20,000
②－①	△2,980	△4,661	0	0	0

※量の見込みは、母子手帳発行者の見込み数により算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も継続して事業実施していきます。

(6) 乳児全戸訪問事業

「乳児全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《現状》

「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師又は母子保健推進員による家庭訪問を実施し、乳児の身体計測、育児に対する不安や悩みの聴き取りや相談、子育て支援に関する情報提供、支援の必要な家庭に対するサービスの検討や関係機関との連絡調整等の育児支援を行っており、平成25年度は延べ1,647件の新生児の家庭訪問を実施しました。

さらに、未熟児を出産した保護者に対しては、退院前の面接を行うとともに、退院後の家庭訪問を行うことにより、保護者の不安を軽減するよう支援を行っています。

《確保方策の考え方》

今後も継続して事業を実施していきます。

○乳児全戸訪問事業による訪問件数の量の見込みと確保量

単位：件

年度	27	28	29	30	31
量の見込み①	1,800	1,797	1,550	1,500	1,500
確保量②	1,651	1,563	1,550	1,500	1,500
②－①	△149	△234	0	0	0

※量の見込みは、出生数と継続訪問の見込み数から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も継続して事業実施していきます。

(7) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

《現状》

乳児全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、関係機関からの連絡等により把握した養育支援が必要と認められる家庭について、居宅を訪問し、妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援などを行っており、平成25年度においては延べ462件の家庭訪問を実施しました。

《確保方策の考え方》

今後も母子保健事業や関係機関との連携を強化し、対象者を迅速に把握して必要な養育支援を行えるよう継続して事業を実施していきます。

○養育支援訪問事業による訪問件数の量の見込みと確保量

単位：件

年度	27	28	29	30	31
量の見込み①	600	600	600	600	600
確保量②	548	475	600	600	600
②－①	△52	△125	0	0	0

※量の見込みは、平成26年度の実施状況、対応状況等から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も継続して事業実施していきます。

(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク構成員間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

《現状》

平成17年8月に鳥取市要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関、関係団体等と連携して、要保護児童の早期発見やその適切な保護に関する各種活動を実施しており、平成25年度においては代表者会議1回、実務者会議7回、個別支援会議延べ194回を実施しました。

《確保方策の考え方》

今後も継続して事業を実施していきます。

○要保護児童対策地域協議会の設置数の量の見込みと確保量

単位：組織

年度	27	28	29	30	31
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保量②	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、現在設置している協議会の設置数としています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も継続して事業実施していきます。

(9) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）などの必要な保護を行う事業です。

《現状》

市内2か所の児童養護施設において、ショートステイについては、原則7日を限度として児童の養育を実施しており、平成25年度は児童50名（延べ日数481日）の利用がありました。また、トワイライトステイについては、概ね午後10時までの夜間養護を実施しており、平成25年度児童26名（延べ日数133日）の利用がありました。

なお、平成29年度より、これまでのショートステイのうち、平日で泊を伴わないものについては、「平日日帰りステイ（新設）」に移行しています。

《確保方策の考え方》

今後も見込み量に応じた提供体制を確保しながら、継続して事業を実施していきます。

○ショートステイ利用者数の量の見込みと確保量

※平成29年度から、ショートステイの一部が、平日日帰りステイに分かれました。

単位：人

年 度		27	28	29	30	31
量 の 見 込 み ①		485	487	703	703	703
確保量	人 数 ②	667	730	703	703	703
	施 設 数	2	2	2	2	2
② - ①		182	243	0	0	0

※量の見込みは、過去3年間の利用者の対前年の平均増加率から算出しています。

※平成30年以降の量の見込みは、これまでの増加率を考慮し、平成29年度見込みを最大と想定し算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

○平日日帰りステイ利用者数の量の見込みと確保量

単位：人

年 度	27	28	29	30	31
量の見込み①			58	58	58
確保量	人 数 ②		58	58	58
	施 設 数		2	2	2
② - ①			0	0	0

※平成30年以降の量の見込みは、平成29年度見込みを最大と想定し算定しています。

○トワイライトステイ利用者数の量の見込みと確保量

単位：人

年 度	27	28	29	30	31
量の見込み①	214	214	214	214	214
確保量	人 数 ②	91	229	214	214
	施 設 数	2	2	2	2
② - ①	△123	15	0	0	0

※量の見込みは、過去3年間の最大値から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も継続して事業実施していきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

「子育て援助活動支援事業」は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

《現状》

さざんか会館1階にファミリー・サポート・センターを設置してこの事業を実施しており、平成25年度においては、述べ997人（就学児）の利用がありました。

この事業では、会員相互の援助により、育児負担の軽減、仕事と家庭の両立が図られていますが、依頼会員に対して提供会員が少ない現状があり、提供会員の確保が今後の課題となっています。

《確保方策の考え方》

提供会員の確保に取り組みながら、今後も事業を継続していきます。

○ファミリー・サポート・センター（就学児のみ）の量の見込みと確保量

単位：人

年度		27	28	29	30	31
量の見込み①		1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
確保量	人数②	974	953	1,103	1,103	1,103
	施設数	1	1	1	1	1
②－①		△129	△150	0	0	0

※量の見込みは、過去3年間の最大値から算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

提供会員数の確保に努めながら今後も継続して事業実施していきます。

(11) 時間外保育事業（延長保育事業）

「延長保育事業」は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

《現状》

平成25年度においては、市内の保育所、認定こども園の36施設において、午後6時以降も保育が必要な児童の延長保育を実施し、実利用人数で2,561人の利用がありました。平成26年度においては、新たに保育所1施設、認定こども園2施設も事業開始し、計39施設で事業実施しています。

《確保方策の考え方》

今後も各施設での利用希望者の把握に努め、必要に応じ実施施設数を拡大し、必要な需要の確保に努めていきます。

○延長保育事業利用者数の量の見込みと確保量

単位：人

年度	27	28	29	30	31	
量の見込み①	2,561	2,561	2,700	2,700	2,700	
確保量	人数②	2,638	2,641	2,700	2,700	2,700
	施設数	39	43	44	47	47
②－①	77	80	0	0	0	

※量の見込みは、平成25年度の実績から算出しています。

また、平成30年度以降の量の見込みは平成29年度実績見込みを最大値として想定し算出しています。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も各施設での利用希望者の把握に努め、必要に応じ実施施設数を拡大し、必要な需要の確保に努めていきます。

(12) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

「病児保育事業」は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

《現状》

病児対応型1施設、病後児対応型4施設、非施設型1施設において、保育が必要な児童が病気又はその回復期にあるため集団保育が困難な場合にその児童を一時的に預かる事業を実施しています。

《確保方策の考え方》

本事業の量の見込みについては、ニーズ調査から算出した数値は利用実績よりもかなり少ない数値となり、利用実績を元に補正を行うこととしますが、インフルエンザなど感染症が流行する時期には特にニーズが高まる傾向にあるなど時期的な変動が大きく、そうした時期にも対応可能となるよう実施施設の数や施設の利用定員を増やしていくことが求められているといえます。

今後は、現在の事業を継続しながら、さらなる供給体制の拡充を目指して行きます。

○病児・病後児保育事業利用者数の見込みと確保量

単位：人

年 度		27	28	29	30	31
量 の 見 込 み ①		1,708	1,708	2,500	2,500	2,500
確保量	人 数 ②	1,839	2,477	2,500	2,500	2,500
	施 設 数	6	6	6	6	6
② - ①		131	769	0	0	0

※量の見込みは、過去3年間の最大値から算出しています。

※施設数には非施設型も含まれます。

※確保量の平成27、28年度は実績値。

《確保方策》

今後も現在の事業を継続しながら、供給体制の拡充を目指して行きます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、保護者の世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

《確保方策の考え方》

この事業は、新しく地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業ですが、今後は子ども・子育て支援新制度下における利用者負担の状況、対象者の範囲に関する国の動向等を見ながら、必要に応じ実施を検討していくこととします。

《確保方策》

今後必要に応じて検討していきます。

(14) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」は、保育所、認定こども園等の特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

《確保方策の考え方》

この事業も新しく地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業ですが、保育の受け皿の確保・拡大の観点から民間事業者の参入促進について、今後調査・研究を進めていきます。

また、特に小規模保育などの地域型保育事業に対する新規の民間事業者参入については、保育需要が多い地域を中心に積極的に促進していきます。

《確保方策》

保育所等への民間参入について今後調査・研究を進めるとともに、地域型保育事業については保育需要が高い地域を中心に積極的に民間事業者の参入を促進していきます。

第8章 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係部署、関係機関が連携し、横断的に施策を推進していくことが必要です。

同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育の場で日々子どもと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などのあらゆる主体が、それぞれの主体的役割を理解し、連携、協働して取り組むことが重要です。

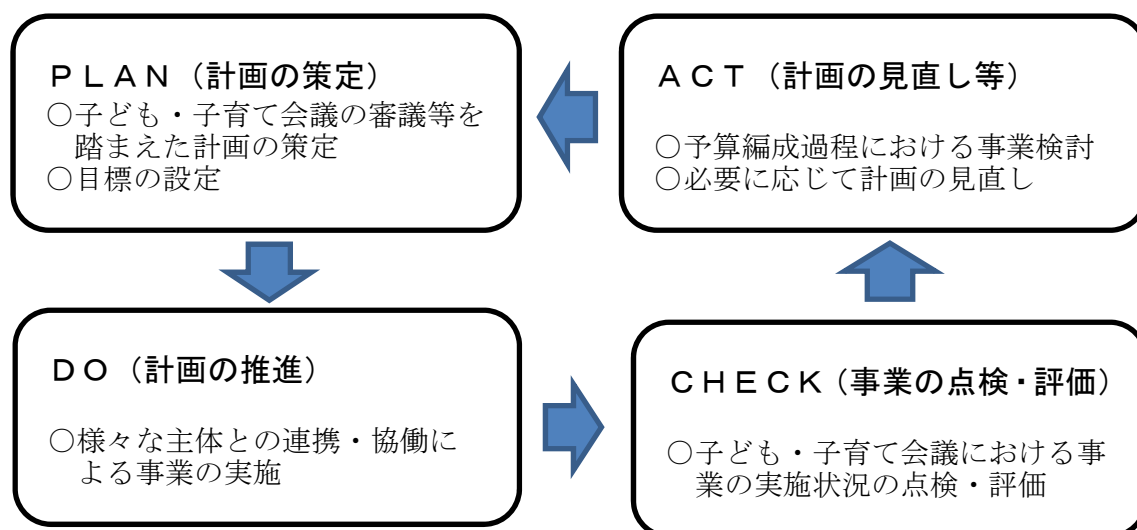
今後は、市としても普及啓発に一層努めながら、多くの方の意見を取り入れて、子ども・子育てに関する取組みを広げていきます。

2 計画の点検・評価

本計画を実行性あるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年教育・保育の確保状況、子ども・子育て支援事業の実施状況など本計画に基づく施策の達成状況などを鳥取市子ども・子育て会議に報告し、その進捗状況を点検・評価していきます。

本計画は、計画期間の中間年である平成29年度を目安として適宜必要な見直しを行うこととしていますが、各個別施策の実施に当たっては、柔軟で実態に即した取組む必要があることから、各年度予算編成過程等において事業の検討を行い、必要に応じて新規の事業の実施や修正等を行うこととします。



資料

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抄

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- （2）教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- （3）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- （1）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- （2）保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- （3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その

他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

1 調査の目的

この調査は、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、計画づくりに反映させるために行うものです。

2 調査対象者

住民基本台帳の中から無作為に抽出した就学前児童の保護者の方 3,000人

3 調査方法 郵送による配布、回収

4 調査期間 平成25年11月1日～30日

5 回答結果 回収数：1,291通（回収率：43%）

6 調査項目

1. お住まいの地域についてうかがいます。
2. 宛名のお子さんの年齢は何歳ですか。
3. 子ども的人数は何人ですか。
4. 子育てを主に行っている人はどなたですか。
5. 子育てをする上で、気軽に相談できる人（施設等）がありますか。
6. 相談できる人又は施設等はどなた（どこ）ですか。（複数回答）
7. 現在の就労状況についておたずねします。（母親）
8. 現在の就労状況についておたずねします。（父親）
9. 現在パート、アルバイト等で就労している方の就労状況に対する希望についておたずねします。（母親）
10. 現在就労していない方について、今後の就労状況の希望をおたずねします。（母親）
11. 現在就労していない方の今後の就労希望形態についておたずねします。（母親）
12. 現在就労していない方で就労を希望される方についておたずねします。
13. 現在利用している施設等についてうかがいます。（複数回答可）
14. 今後利用を希望される施設等についてうかがいます。（複数回答可）
15. 宛名のお子さんが病気やケガをされた時の対応についてうかがいます。
16. 病気やケガ時に利用したい病児・病後児保育施設についてうかがいます（複数回答）
17. 放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
18. 児童クラブを利用される希望の時間帯についてうかがいます。
19. 地域における子育ての環境や支援全般の満足度についておたずねします。